

みなかみ町
第6期障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

令和6～8年度



みなかみ町

はじめに

みなかみ町では、誰もが互いに違いを尊重し、また個々の可能性や能力を最大限に活かすことができる「ノーマライゼーション」の理念、つまり障害のある人たちもない人たちも、等しく社会生活に参加する権利があるという考え方を基に障害者やその家族が、住み慣れた地域でその人らしい暮らしを営むことのできる「地域共生社会」の実現に向けて取り組み、障害者の皆様が自分たちの力を発揮し、全ての町民がお互いに支え合いながら共存できる生活環境づくりに取り組んできました。



本計画は、前期計画の取組をさらに推し進め、一人ひとりが主役となり誰もが安心できる住みやすい町を目指していきます。

日々の努力が、この町を明るく暖かくし、力を合わせることでみなかみ町の未来を築いております。お互いにできることを探し、そこに可能性を見つけ、全ての町民が等しく幸せと充足感に満ちた生活を送るための道を、一緒に歩んでいきたい思っています。

最後に、障害者の皆様、そしてそれを支えるご家族、ボランティアの皆様にご心より敬意と賛辞を表すとともに本計画の策定にあたり貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆様や関係者各位に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

みなかみ町長 阿部賢一

目次

総論

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の法律的根拠・位置づけ	2
(1) 計画の法的根拠	2
(2) 計画の位置づけ	3
3. 計画の策定体制	4
(1) 推進体制	4
(2) 計画の達成状況の調査・分析・評価	5
(3) 計画への反映	5
4. 計画期間	6

第2章 みなかみ町における障害児者を取り巻く現状

1. 人口の推移	7
(1) 人口の推移	7
2. 障害児者の状況	8
(1) 障害児者数の推移	8
(2) 障害別の状況	9
(3) 障害児の就学状況	11
3. 自立支援給付の支給決定状況	12
(1) 自立支援給付	12
(2) 障害児支援	13
4. 現状と課題	14

障害者計画

第1章 基本構想

1. 基本理念	16
2. 施策の方向性(基本目標)	17
3. 施策の体系	18

第 2 章 施策・事業の展開

1. ともに支え合う意識の醸成	19
（1）お互いの理解促進	19
（2）福祉教育の充実	20
（3）地域活動・ボランティア活動の支援	20
（4）人権・権利擁護の推進	21
2. 生活支援サービスの充実	22
（1）在宅福祉サービスの充実	22
（2）施設サービスの充実	23
（3）保健・医療サービスの充実	24
3. 療育・教育体制の充実	25
（1）療育・相談体制の充実	25
（2）学校教育の充実	26
（3）発達障害のある人への支援	27
4. 障害者の自立と社会参加の促進	28
（1）地域生活移行の推進	28
（2）雇用環境の改善に向けた啓発	30
（3）就労の場の確保	30
（4）就労移行支援の推進	31
（5）就労定着支援の推進	31
（6）文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進	31
5. コミュニケーション環境の整備	32
（1）情報提供・相談体制の充実	32
（2）コミュニケーション手段の確保	32
6. 暮らしやすいまちづくりの推進	33
（1）住環境の整備	33
（2）福祉のまちづくりの推進	34
（3）移動支援の充実	34
（4）緊急時・災害時の安全・安心対策の充実	35
7. 本計画とSDGsの対応	36

障害福祉計画・障害児福祉計画

第 1 章 計画策定の趣旨

1. 計画の基本理念	38
2. 計画策定の目的	38

第2章 計画の基本方針

1. 国の基本方針（計画における視点）	40
---------------------	----

第3章 自立支援給付費の展開

1. 第6期計画の実績	41
(1) 第6期計画におけるサービス提供の状況	41
(2) 地域生活支援事業の状況	45
(3) 障害児支援の状況	47
2. 第6期計画の分析・評価	48
3. サービス体系及び数値目標	50
(1) 障害者総合支援法等に基づくサービス体系	50
(2) 本町における地域生活支援事業の考え方	55
(3) 令和8年度の目標値	56
4. 第7期計画自立支援給付のサービス見込量の考え方	67
5. 第7期計画自立支援給付のサービス見込量 及び見込量確保のための方策	68
(1) 訪問系サービス	68
(2) 日中活動系サービス	69
(3) 居住系サービス	70
(4) その他サービス	70
(5) 地域生活支援事業	71
(6) 障害児支援	73
参考資料	75

総論

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

国においては、障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障害者福祉制度の改革を推進し、平成23年8月に障害者の定義等の見直しや全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正しました。平成24年10月には、障害者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律(通称:障害者虐待防止法)」を施行し、平成25年4月には、障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(通称:障害者総合支援法)」が施行、平成30年4月一部が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を促進するための見直しが行われました。また、障害児支援のニーズの多様化に対応するため、児童福祉法の一部改正など共生社会の実現に向けて法改正が行われています。

みなかみ町では、「第5期障害者計画」「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が終了することからこれまでの計画の進捗状況、目標数値及び課題等を検証し、障害福祉の充実、障害福祉サービス等提供体制、福祉事業の円滑な実施に向けて策定するものです。

2. 計画の法的根拠・位置づけ

(1) 計画の法的根拠

■障害者計画

障害者福祉の向上を目指し、障害者施策の目標と具体的な方策を明らかにするとともに、障害者施策の総合的な推進を図ろうとするもので障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、策定が義務づけられている市町村障害者計画です。

■障害福祉計画・障害児計画

障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画です。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画の策定は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき策定が義務づけられています。また、障害者総合支援法第88条第6項において、障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画(障害者プラン)と調和が保たれたものでなければならないと定めています。また、市町村障害児福祉計画は児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき策定が義務づけられています。

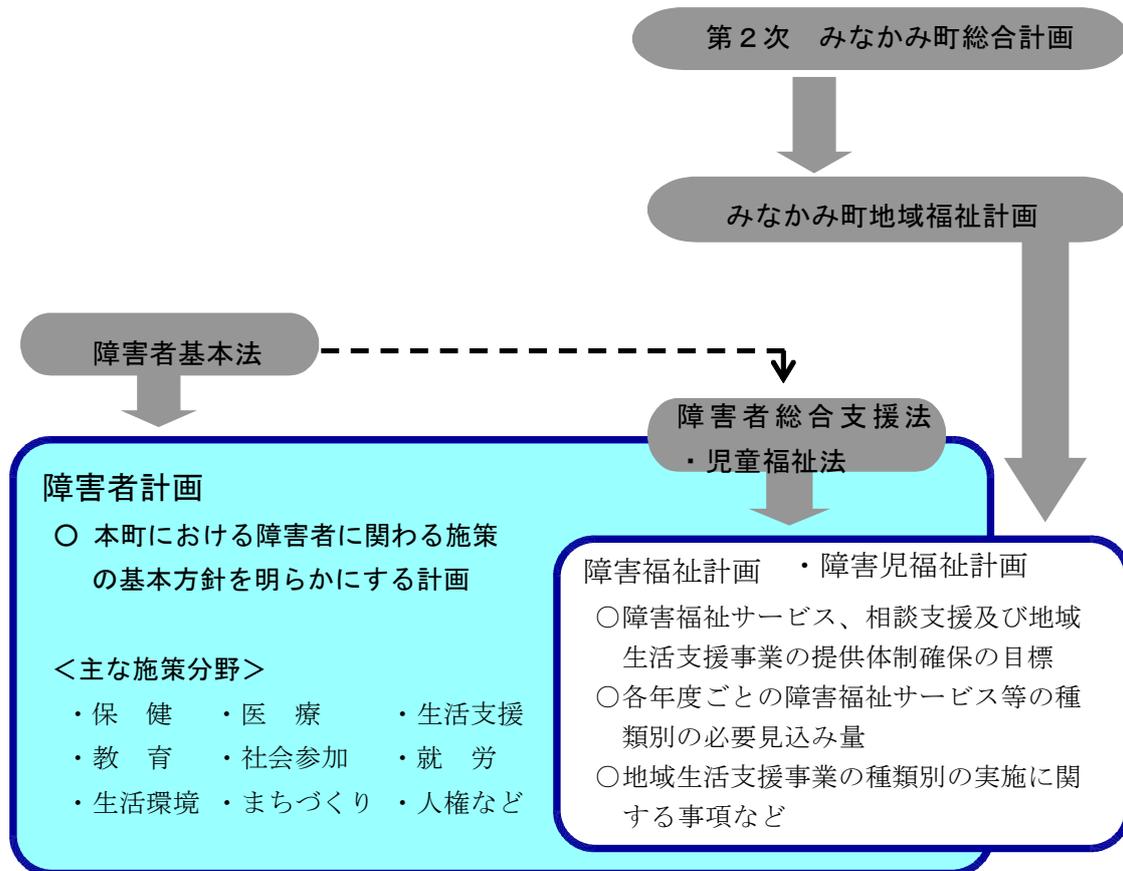
本計画作成上の留意事項等については、障害者総合支援法第87条第1項及び障害児福祉法第33条の19の規定に基づき、国から基本的な指針が示されているため、本計画も国の基本的な指針に準じて作成しています。

(2) 計画の位置づけ

国及び群馬県の障害者計画を踏まえ、本町の障害者の総合的な施策を推進するための行政運営並びに障害者施策に関わる団体等の取り組みの指針となる計画として位置づけられます。

また、「第2次みなかみ町総合計画」を上位計画とし、保健福祉の計画「地域福祉計画」との整合性を図っています。

計 画 の 位 置 づ け



3. 計画の策定体制

(1) 推進体制

障害者総合支援法に基づく各種サービス等の制度改正があった場合は、サービスを必要とする障害者が円滑にサービスが利用できるよう町広報や障害者団体への制度説明会等を通じてサービスの利用方法や制度の仕組み等について周知を図り、安定したサービス利用が確保されるよう努めます。

◆ サービス提供体制の確保

サービス提供目標の実現に向け、役場庁内の関係各課が連携して取り組むとともに、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、企業その他関係機関に対しても広く理解と協力を呼びかけ、サービス提供体制の確保に努めます。

◆ 相談支援体制の充実・強化

障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの円滑な提供が行われるだけでなく、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実・強化が必要不可欠と考えます。このため、地域の実情に応じて中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制を整備するとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育及び医療等の関連する分野からなる地域自立支援協議会を活用し、地域の課題を共有し、問題解決のためネットワークの構築を図ります。

◆ 町民との協働体制の構築

障害者が自立した生活を営むために必要なサービスを活用していくためには、行政だけでなく、障害者施設や企業も含め、幅広い分野の町民が障害者や障害者団体と連携を保ち、障害者に対する理解を深め、問題や課題を共有し、それぞれの立場ですべきことやできることを考え、自立支援や就労支援に取り組んでいくことが必要です。そのため、幅広い分野の町民が共通の認識を持ち、本計画の実現に向けて取り組むことができるように、プライバシーや個人情報保護に配慮した上で、できるだけ多くの情報提供に努め、行政と町民による協働体制の構築を図ります。

◆ 町、県及び関係機関との連携体制の構築

計画の推進にあたっては、町担当課だけでなく関係各課との連携を図る必要があります。複雑かつ多様化するニーズに対して、柔軟に対応できる庁舎内の体制整備と職員の意識向上に努めます。

広域的な調整やサービスの質の向上を図るための人材育成やサービス評価等、県における取り組みは、本計画の推進には必要不可欠であるため、県の関係部局とも密接な連携体制を構築していきます。また、医療機関、教育機関及び公共職業安定所等との連携体制を構築していきます。

(2) 計画の達成状況の調査・分析・評価

本計画の目標達成のため、サービス見込量の目標達成状況や、地域生活への移行、一般就労への移行等について関係各課及び関係各機関で情報を共有し、達成状況を把握します。必要に応じて役場担当課が中心となって関係各課及び関係各機関に対する調査を実施し、進捗状況や課題の把握を行います。

また、PDCAサイクルにより計画を調査・分析・評価するとともに、地域自立支援協議会等において、総合的な評価等も実施するよう努めます。

(3) 計画への反映

計画の進捗状況や評価等に関しては、広報等を通じて公表するとともに、広く町民に意見を求め、今後の計画への反映を検討します。

また、緊急性の高い問題や新たな課題への対応が必要となった場合には、速やかに対策を検討し、計画に反映させていきます。

4. 計画期間

「第5期みなかみ町障害者計画」の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間としています。
 「第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」は、国の方針で令和3年から令和5年度の3年間となっています。

期間中においても、国の動向等により必要に応じて見直しを行うものとします。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害者計画				 		
障害福祉計画				 		
障害児福祉計画				 		

第2章 みなかみ町における 障害児者を取り巻く現状

1. 人口の推移

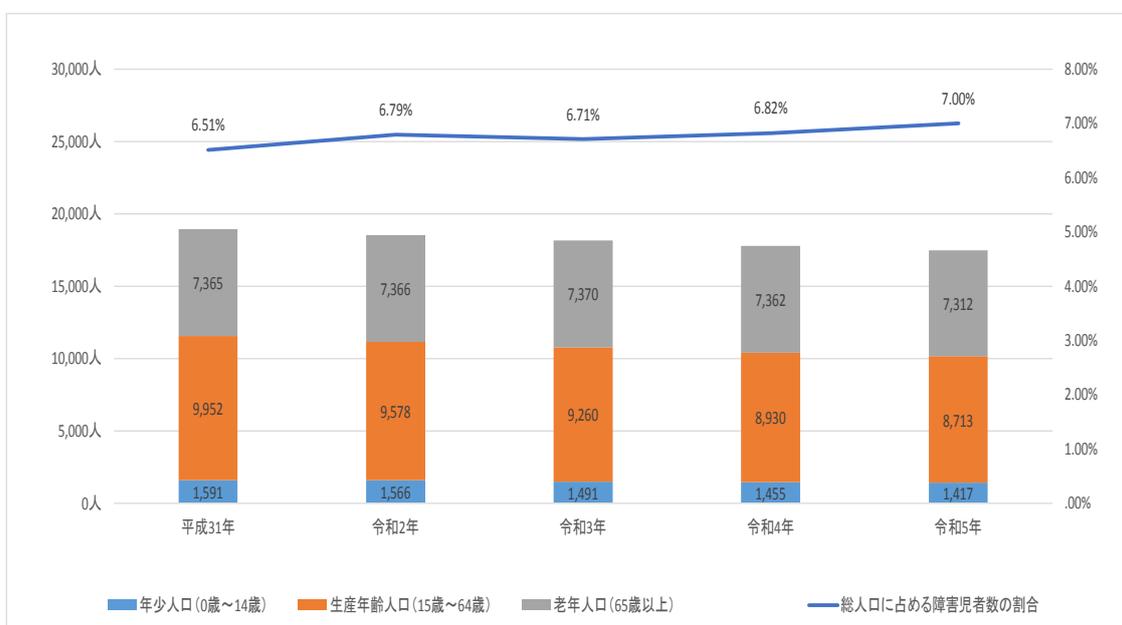
(1) 人口の推移

人口の推移をみると総人口は、毎年300～400人前後減少しています。

年少人口及び生産年齢人口は年々減少し、増加傾向にあった老年人口も令和3年以降減少傾向にあります。

総人口に占める障害児者数の割合は、平成31年には6.51%でしたが、年々増加傾向にあり、令和5年には7.00%となっています。

単位：人（各年3月31日現在）



単位：人（各年3月31日現在）

内 訳	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口（0歳～14歳）	1,591	1,566	1,491	1,455	1,417
生産年齢人口（15歳～64歳）	9,952	9,578	9,260	8,930	8,713
老年人口（65歳以上）	7,365	7,366	7,370	7,362	7,312
総人口	18,908	18,510	18,121	17,747	17,442
総人口に占める障害児者数の割合	6.51%	6.79%	6.71%	6.82%	7.00%

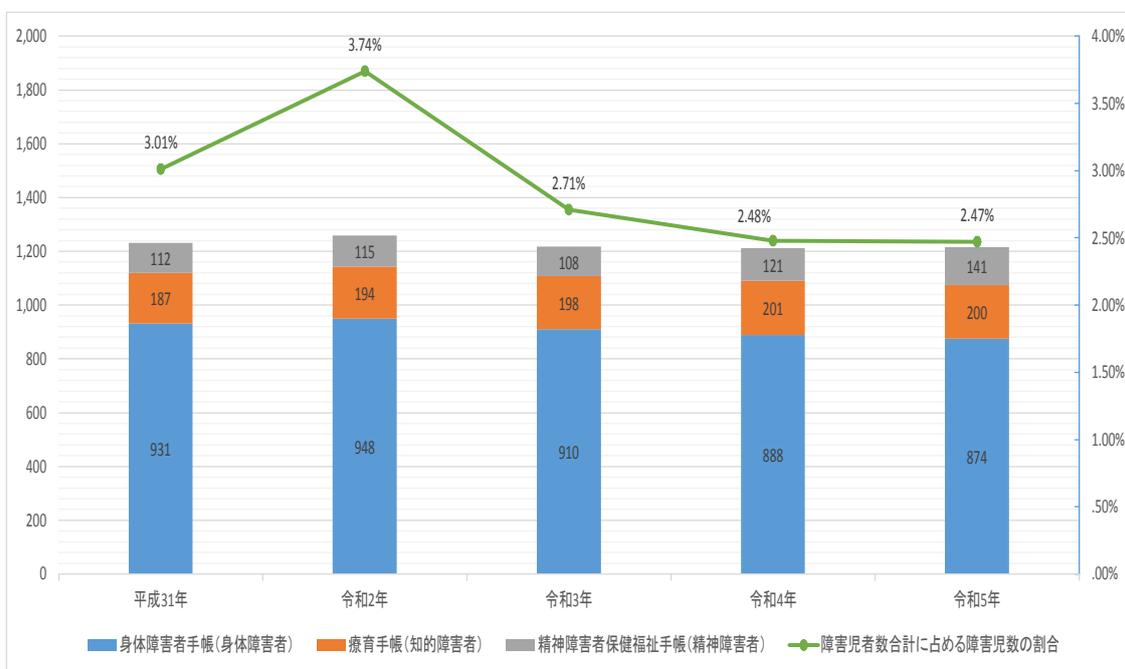
2. 障害児者の状況

(1) 障害児者数の推移

障害児者数の推移をみると身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数は平成31年の1,230人から令和5年には1,215人と15人の減少となっています。身体障害者手帳の交付数は平成31年に比べ57人の減少、療育手帳の交付数は13人の増加、精神障害者保健福祉手帳の交付数は29人の増加となっています。

障害児者数は令和2年の47人をピークに令和5年は30人と減少傾向にあり、障害児者数に占める割合は約2.47～3.74%で推移しています。

単位：人（各年3月31日現在）



単位：人（各年3月31日現在）

内 訳	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳（身体障害者）	931	948	910	888	874
療育手帳（知的障害者）	187	194	198	201	200
精神障害者保健福祉手帳（精神障害者）	112	115	108	121	141
障害児者数合計	1,230	1,257	1,216	1,210	1,215
うち障害児数	37	47	33	30	30
障害児者数合計に占める障害児数の割合	3.01%	3.74%	2.71%	2.48%	2.47%

(2) 障害別の状況

① 身体障害児者数の状況

◆ 障害の部位別状況

身体障害者手帳の交付数を主な障害の部位別にみると、肢体不自由や視覚障害は減少傾向で、内部障害が増加傾向にあります。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳（身体障害者）		931	948	910	888	874
内 訳	視覚障害	70	75	67	60	58
	聴覚・平衡機能障害	138	146	142	140	132
	音声・言語・そしゃく機能障害	11	10	9	9	9
	肢体不自由	462	452	427	406	401
	内部障害	250	265	263	272	273
	その他	0	0	2	1	1

◆ 身体障害者手帳の等級別状況

身体障害者手帳の等級内訳をみると、1級が最も多く、全体の3割以上を占めています。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳（身体障害者）		931	948	910	888	874
内 訳	1 級	293	305	293	296	303
	2 級	152	156	143	138	128
	3 級	115	110	105	94	94
	4 級	231	238	231	222	213
	5 級	63	61	60	61	61
	6 級	77	78	78	77	75

◆ 年齢構成別

単位：人（各年3月31日現在）

		平成31年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		18歳未満	18歳以上								
身体障害者手帳（身体障害者）		7	924	7	941	6	904	5	883	6	868
内 訳	1 級	2	291	2	303	2	291	2	294	2	301
	2 級	3	149	3	153	2	141	1	137	2	126
	3 級	1	114		108	2	103	2	92	1	93
	4 級	0	231	0	238	0	231	0	222	0	213
	5 級	0	63	0	61	0	60	0	61	0	61
	6 級	1	76	0	78	0	78	0	77	1	74

② 知的障害児者数の状況

◆ 療育手帳の等級別状況

療育手帳の交付数を等級別にみると、重度横ばい、中軽度は増加しています。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
療育手帳（知的障害者）		187	194	198	201	200
内 訳	重 度（A1 A2 A3）	52	54	54	53	52
	中軽度（B1 B2）	135	140	144	148	148

◆ 年齢構成別

療育手帳の交付者の年齢構成をみると、18歳以上の割合が微増又は横ばい傾向にあります。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
療育手帳（知的障害者）		187	194	198	201	200
内 訳	18歳未満	24	29	27	25	24
	18歳以上	163	165	171	176	176

③ 精神障害者数の状況

◆ 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付数は、年々増加しています。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神障害者保健福祉手帳 （精神障害者）		112	115	108	121	141

(3) 障害児の就学状況

◆ 小学校・中学校における支援学級の在籍状況

小学校における特別支援学級の在籍者は増加しています。割合は在籍児童数の3～5%になっています。

中学校における特別支援学級の在籍者の割合は小学校より少なくなっています。

単位：人（各年5月1日現在）

		令和2年	令和3年	令和4年
小学校（6校）	在籍児童数	615	617	602
	在籍障害児数	22	26	32
中学校（4校） ※令和4年より4校統合し1校	在籍児童数	354	336	329
	在籍障害児数	7	5	9

◆ 特別支援学校の在籍状況

令和2年から令和4年の特別支援学校における在籍状況は、以下のとおりです。

単位：人（各年5月1日現在）

		令和2年	令和3年	令和4年
支援学校	小学部	7	8	7
	中学部	5	1	2

3. 自立支援給付の支給決定状況

(1) 自立支援給付

訪問系サービスの支給決定状況

各年10月時点

			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
訪 問 系	身体介護	支給決定数/月	人	1	1	1	0
		支給決定量/月	時間	14	14	14	0
	家事援助	支給決定数/月	人	13	13	18	18
		支給決定量/月	時間	166	176	212	214
	通院等介助 (身体介護を伴う)	支給決定数/月	人	14	13	13	13
		支給決定量/月	時間	148	144	149	149
	通院等介助 (身体介護を伴わない)	支給決定数/月	人	6	5	4	4
		支給決定量/月	時間	74	54	39	39
	通院等乗降介助	支給決定数/月	人	3	4	3	2
		支給決定量/月	回	32	36	32	12
	同行援護	支給決定数/月	人	18	17	14	13
		支給決定量/月	時間	222	213	200	197
	同行援護 (盲ろう者)	支給決定数/月	人	0	0	0	0
		支給決定量/月	時間	0	0	0	0
	重度訪問介護	支給決定数/月	人	0	0	0	0
		支給決定量/月	時間	0	0	0	0
行動援護	支給決定数/月	人	0	0	0	0	
	支給決定量/月	時間	0	0	0	0	
重度包括支援	支給決定数/月	人	0	0	0	0	
	支給決定量/月	時間	0	0	0	0	

日中活動系サービスの支給決定状況

各年10月時点

			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
日 中 活 動 系	生活介護	人	51	52	53	51
	自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	人	5	8	4	6
	就労移行支援	人	3	5	2	2
	就労継続支援（A型）	人	2	3	5	3
	就労継続支援（B型）	人	48	46	50	53
	就労定着支援	人	2	1	2	4
	療養介護	人	4	4	4	4
	短期入所	人	29	33	34	33

居住系サービスの支給決定状況

各年10月時点

				令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
居住系	自立生活援助		人	0	0	0	0
	共同生活援助		人	34	36	40	42
	共同生活介護		人	0	0	0	0
	施設入所支援		人	38	38	37	35
	宿泊型自立訓練		人	0	1	1	1

その他サービスの支給決定状況

各年10月時点

				令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
相談支援	地域移行支援		人	1	0	0	1
	地域定着支援		人	0	0	0	0
	計画相談支援	利用者数/月	人	28	25	31	0

(2) 障害児支援

通所系サービスの支給決定状況

各年10月時点

				令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障害児通所系	児童発達支援	支給決定数/月	人	12	16	18	14
		支給決定量/月	人日	276	368	414	322
	放課後等デイサービス	支給決定数/月	人	23	29	29	35
		支給決定量/月	人日	529	671	677	815
	保育所等訪問支援	支給決定数/月	人	3	3	2	1
		支給決定量/月	人日	3	3	2	1
	医療型児童発達支援	支給決定数/月	人	0	0	0	0
		支給決定量/月	人日	0	0	0	0
	障害児相談支援	利用者数/月	人	8	10	12	8

入所系サービスの支給決定状況

各年10月時点

				令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
入所系	福祉型児童入所支援	利用決定数/月	人	2	2	1	1
	医療型児童入所支援	利用決定数/月	人	0	0	0	0

4. 現状と課題

◆ 障害者やその家族が「えらぶ、きめる、暮らす」の生活支援

障害者やその家族が安心して地域で暮らせるように、保健・福祉などの相談支援の強化やサービスの充実が課題となっています。

障害者やその家族が地域で自らの選択で生活していくための関係機関の連携強化や相談専門員の充実が課題となっています。

自立支援協議会で地域の課題等を関係機関や事業所等と連携を図り、障害者のニーズ把握とサービス提供への課題、社会資源の開発・改善が求められています。

◆ 安全・安心の確保

誰もが安全・安心して暮らせるよう防犯・防災意識の強化と災害時の支援体制の充実が求められています。

また、障害者虐待などの防止、権利擁護支援の充実などの課題を一体的に取り組み構築させることが求められています。

◆ 生きがいを感じる環境づくり

社会参加の充実を図るため、日中活動の場や確保が求められています。

社会参加の意欲を高め、地域社会の中で主体的な生活を営むことができる環境の整備が課題となっています。

◆ 地域での自立した生活

労働の場の確保や定着への支援が必要であり、企業や職場の人の障害特性への理解が求められます。関係機関との連携、周知が重要であり、専門職員への充実が課題となっています。

これらの課題には、ノーマライゼーションの理念が不可欠であり、広く浸透させるには、障害児者への理解を深め、一部に見られる差別や偏見、誤解等を解消するための取り組みが必要となります。

障害者計画

第1章 基本構想

1. 基本理念

これまでの「みなかみ町第5期障害者計画」の基本理念を引き継ぐことを基本とします。本計画では、以下のような社会の実現に向けて取り組んでいきます。

- ◆ 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできる共生社会
- ◆ 障害者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害者の主体的な選択が尊重され、障害者が自分らしく自立して生活していくことのできる社会
- ◆ 障害者を含めたすべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる社会

「障害者の人権、価値、尊厳性は他の人と同じであり、障害を持つ人も持たない人も平等に生きる社会こそ自然な社会である」というノーマライゼーションの思想の普及と啓発や「ライフステージのすべての段階において、障害を持つがゆえに、人間的な生活条件から疎外されている人の全人間的復権を目指し、身体的、精神的、社会的に最も適した状態に機能を回復するための支援を行う」というリハビリテーションの促進は、今後も引き続き継承していくべき考え方であり、本計画においてもノーマライゼーションの理念推進とリハビリテーションの促進を基調として、社会にある様々な障壁を取り除き、障害者が住み慣れた地域で自立して生活できる共生社会の実現を目指していきます。

こうした社会の実現に向けて、本町では「人」と「人のつながり」を大切に住民との協働に基づいて、みなかみ町らしい障害者施策の充実を目指していきます。

2. 施策の方向性(基本目標)

基本理念の実現に向けて、本計画においては、以下の6項目を基本目標に設定し、計画推進に向けて取り組んでいきます。

また、SDGsの達成に資する取り組みとして推進していきます。

1 ともに支え合う意識の醸成

- お互いの理解促進
- 福祉教育の充実
- 地域活動・ボランティア活動の支援
- 人権・権利擁護の推進

2 生活支援サービスの充実

- 在宅福祉サービスの充実
- 施設サービスの充実
- 保健・医療サービスの充実

3 療育・教育体制の充実

- 療育・相談体制の充実
- 学校教育の充実
- 発達障害のある人への支援

4 障害者の自立と社会参加の促進

- 地域生活移行の推進
- 雇用環境の改善に向けた啓発
- 就労の場の確保
- 就労移行支援の推進
- 就労定着支援の推進
- 文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進

5 コミュニケーション環境の整備

- 情報提供・相談体制の充実
- コミュニケーション手段の確保

6 暮らしやすいまちづくりの推進

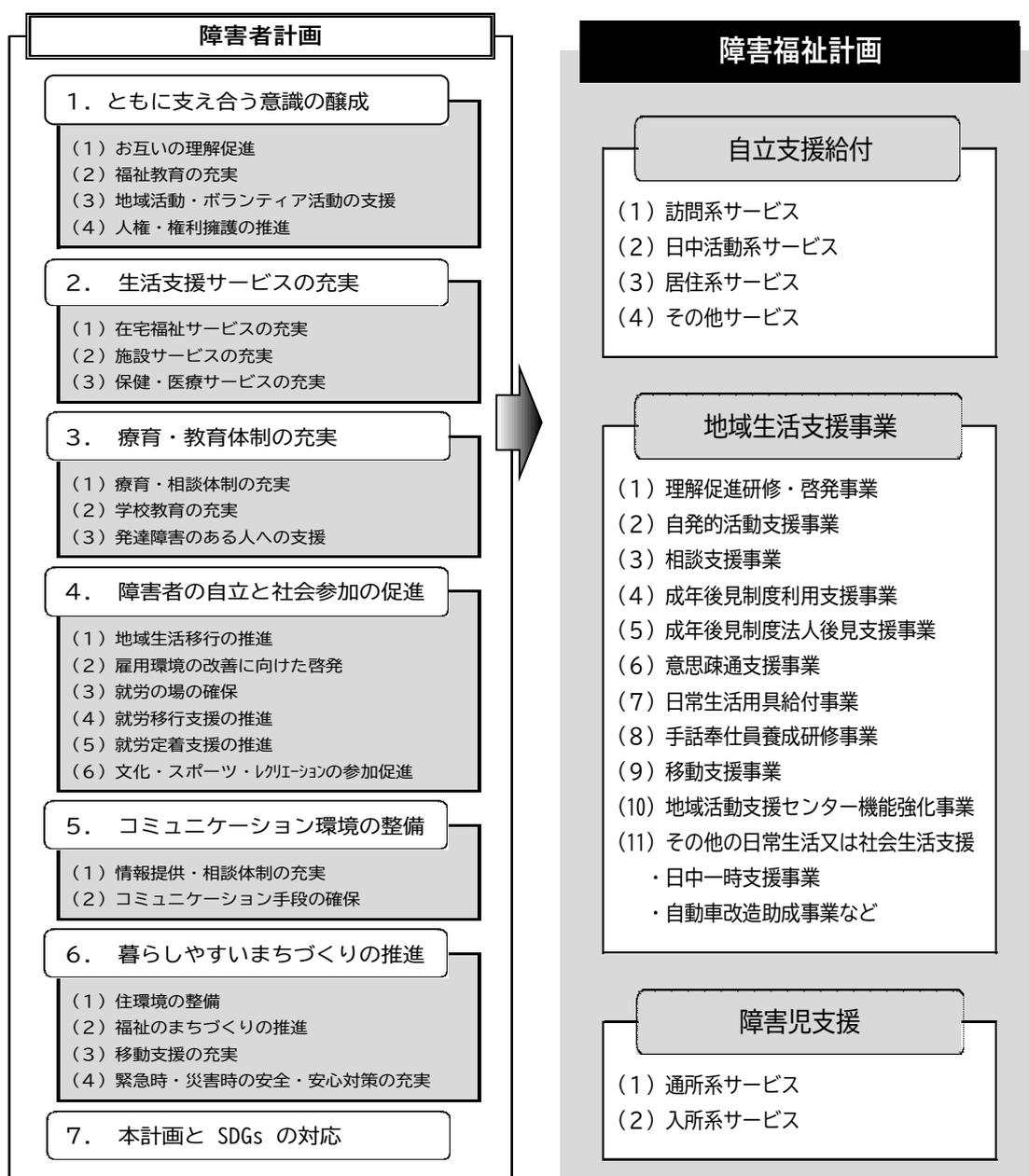
- 住環境の整備
- 福祉のまちづくりの推進
- 移動支援の充実
- 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実

7 本計画とSDGsの対応

3. 施策の体系

【基本理念】

- 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできる共生社会
- 障害者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害者の主体的な選択が尊重され、障害者が自分らしく自立して生活していくことができる社会
- 障害者を含めたすべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる社会



第2章 施策・事業の展開

1. ともに支え合う意識の醸成

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

(1) お互いの理解促進

障害のある人もない人も互いに、一人ひとりの人間として尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる社会を目指します。

① 社会参加の促進

障害者団体などによる自主的な活動への支援や地域住民との交流機会の充実を図り、障害者の社会参加を促します。

② ヘルプマークの普及・啓発

内部障害や難病、義足や人工関節を使用している方など、障害があることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう「ヘルプマーク」の普及・啓発に努めます。

③ 障害者手帳の認定、手帳交付の普及

障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、この手帳を持っていないと障害福祉サービス等が受けられない場合もあるため、手帳交付と制度周知を図ります。

(2) 福祉教育の充実

障害への認識と理解を促進するためには、幼少時からの教育が重要であり、小・中学校等の学校教育において、障害への理解を深める教育を積極的に推進します。

① 学校教育の推進

小・中学校の通常学級と特別支援学級の交流や共同学習を推進します。

② 人権教育の推進

障害についての知識と理解を深め、人権感覚を育てるための教育を推進します。

(3) 地域活動・ボランティア活動の支援

地域活動やボランティア活動に対する理解を深め、いつでも、どこでも気軽に、自然に助け合う社会の形成を目指します。

① 地域ぐるみの福祉の推進

住み慣れた地域で、安心した生活が営めるよう、みなかみ町社会福祉協議会と利根沼田障害者相談支援センター等と連携して支援の活性化を図ります。

② 民生委員・児童委員、保健師等との連携

日常的な援助や相談を行う民生委員・児童委員や保健師等との連携を強化し、必要な情報提供や支援を行います。

③ ボランティアの育成

自主的にボランティア活動を行っている人たちの登録やボランティア活動に参加してみたい人たちへの啓発に努めて、ボランティアの充実を図れるよう、みなかみ町社会福祉協議会等の活動を支援します。

④ ボランティア活動の推進

町民だれもが気軽にボランティア活動に参加できるよう、みなかみ町社会福祉協議会のボランティアセンター機能の支援をします。

(4) 人権・権利擁護の推進

保護者の高齢化等に伴い利用者の増加が予想されることから、日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用促進を図ります。

また、障害者虐待防止法に基づき、障害者に対する虐待の防止・支援体制の整備を推進します。

① 人権・権利擁護の周知

判断能力が不十分な方の財産保全や契約の援助等を行なう後見人を裁判所が選任する成年後見制度、金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、広報活動等により制度の周知を図ります。

② 虐待防止に向けた連携協力体制の整備

障害者虐待の未然防止や早期発見、早期対応と適切な支援を行うため、関係機関等と連携し、地域における関係機関等との協力・支援体制の整備を進めます。

また、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に基づき、障害者に対する虐待の未然防止はもとより、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応をとるため、障害者虐待防止センター「プレス」^トと連携し迅速に対応できるよう務めます。

2. 生活支援サービスの充実

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的にを行います。

障害者が一人の生活者として、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていきたいという考え方は当然のことです。このことを踏まえ、障害者ができる限り主体的に自立生活するための選択肢を広げ、生活の質の向上を実現できるように施策を推進する必要があります。

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的の充実に努め、すべての障害者に対して豊かな地域生活の実現に向けた取り組みを推進します。

(1) 在宅福祉サービスの充実

障害者が地域で生活できるよう、ニーズに応じた在宅サービスの充実に努めます。

① 自立支援のためのサービスの充実

障害者の地域生活支援のため、適切なケアマネジメントや各種相談を受け付ける相談窓口の充実を図ります。また、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護、同行援護等のサービス提供を実施します。

② 日中活動の充実

障害者の日中活動の場となる各障害福祉サービス事業所等(生活介護、就労支援、自立訓練等)に加え、日中一時支援事業の充実を図ります。

障害のある子ども及びその家族を支援するため、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の充実を図ります。

強度行動障害を有する障害者や発達障害者に対してもニーズを把握し、日中活動の場を提供し充実を図ります。

③ 重度障害者の支援

介護給付の重度訪問介護や重度障害者に対して重度障害者等包括支援等を実施し、障害福祉サービスの充実を図ります。

④ 地域生活支援拠点等の機能充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後に対応するため、令和2年度に圏域で設置された地域生活支援拠点等について、圏域で検討し機能の充実を図ります。

(2) 施設サービスの充実

ノーマライゼーション社会の実現のための方策の一つとして、施設での生活から地域生活への移行を目指します。

① 入所施設体制の整備

新たな入所施設の整備は難しい状況ですが、真に入所施設における支援を必要とする障害者に対応できる共同生活援助(グループホーム)体制整備に努めます。

② 地域生活への移行推進

入所施設から地域生活への移行を推進するための支援を行います。

③ 精神障害者の支援

長期入院精神障害者の地域移行をすすめるため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを圏域で構築し支援の充実に努めます。

(3) 保健・医療サービスの充実

障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため健康診査等の推進、障害の早期発見及び障害に対する適切な医療（リハビリを含む）を提供し、障害者に対する適切な保健・医療サービスを提供します。

① 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

妊産婦の健康診査、保健指導及び健康教育、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査、保健指導等を適切に実施します。健康診査等で発見された障害の疑いのある乳幼児に対し、精密検査の勧奨や療育サービスの紹介等を適切に行います。

② 適切な保健・医療サービスの提供

自立支援医療等の公費負担制度の普及、町等が実施する保健サービス制度の広報と普及を図り、保健・医療サービスの活用を促進します。

③ 保健サービスの充実

健康の保持・増進、精神疾患等に対する保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制を検討し、充実を図ります。

④ 障害に対する医療の充実

医療機関、保健師及びホームヘルパー等の関係者と連携を密にして在宅でねたきりの障害者や在宅療養者等に対する往診、訪問看護及び訪問介護の充実を図ります。

⑤ 精神保健福祉施策の推進

精神障害者が退院後に安心して生活ができるよう福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制整備を図ります。精神科医療機関に通院している人が、早期に社会参加・社会復帰できるように医療機関等と連携を図り、個人の状態に応じたきめ細やかな支援ができるよう努めます。

また、県及び関係団体等と連携し、自殺予防対策の推進に努めます。

3. 療育・教育体制の充実

障害児の発達レベル、障害の状態は多種多様であり、子どもたちはそれぞれ多様な療育・教育ニーズを持っています。そして、これら子どもたち一人ひとりの多様なニーズに適切に応えられる療育・教育を継続して提供していくことが求められています。

障害児一人ひとりが、障害の程度に応じた学習の機会を確保できるよう推進します。

また、発達障害など療育・教育に特別なニーズのある児童についても適切な対応の充実に努めます。

(1) 療育・相談体制の充実

保健、医療、福祉及び教育等の関係分野が連携し、障害の程度や種類、家庭の状況に応じて、適切な療育・教育が確保されるよう努めます。

① 療育体制の充実

幼児の子育てに関する悩みや不安に対し、発達相談会やことばの教室、療育教室などの相談及び指導体制の充実に努めます。障害の発見から適切な治療や療育、教育支援及び就労等へと切れ目のない一貫した支援に結びつくよう「支援ファイル」の活用をすすめます。

② 障害児保育等の充実

障害児が早い段階から集団生活に慣れ、障害を持たない幼児との交流を促進し障害児を受け入れるこども園の職員の資質向上を目指し、専門職によるコンサルテーションを実施します。

また、小学校へのスムーズな移行を図るため園・小連携会議を開催します。

③ 相談支援の充実

こども家庭センターを設置し、こどもとその家族の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく、漏れなく提供します。

個々の家庭の課題やニーズに応えるためにサポートプランを作成し、サポートプランに沿った支援が適切に提供できるように関係機関のコーディネートを行い、継続的な支援を実施します。

④ 障害児支援の充実

児童福祉法に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び障害児相談支援の充実に努めます。

(2) 学校教育の充実

特別支援学級において、保健・福祉の関係機関との連携を図り、一人ひとりの実態や教育的ニーズを的確に把握し、個に応じた適切な指導及び必要な支援の推進を図ります。

また、進路選択を円滑にするため、本人・保護者・関係機関と継続的に相談を重ねるとともに学校選択の指導等による適正就学の推進を図ります。

① 学校教育の充実

障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、本人及び保護者の意見を尊重しながら適正な教育・指導を図ります。

② 教育相談の整備

小・中学校において、きめ細かい教育相談に応えられるための体制整備を図ります。

③ 専門家による相談の実施

障害のある児童生徒への指導方法について、学校の担当職員に対して専門家による相談を行い、適切な教育が行えるよう努めます。

④ 専門家による講演会の実施

学校の教職員に対して専門家による講演会を実施し、障害のある児童生徒に対する対応や理解の促進を図ります。

⑤ 学校における福祉教育

小・中学校等の教育では、人権尊重の精神に基づき、福祉のこころを育て、福祉を実践する力を養い、こころ豊かな人格形成を図るための福祉教育を推進します。

⑥ 就労に向けての連携強化

学校教育を修了した後や施設を退所した後、地域でスムーズに就労できるように就労移行支援・就労継続支援事業者や障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、障害のある生徒本人の希望に沿った適切な職業に就けるよう支援します。

(3) 発達障害のある人への支援

発達障害を乳幼児期の早期に発見し、発達段階に応じた支援を行います。
また、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに合わせた切れ目のない支援を行えるよう体制を整えます。
大人になってから発達障害であることが判明し、問題を抱える方の相談体制を整えます。

① 発達障害の理解促進

研修会や講演会を通じ、発達障害についての正しい知識の普及を図ります。

② 相談支援体制の充実

関係機関と連携し、乳幼児から成人まで本人やその家族からの相談支援の充実を図ります。

4. 障害者の自立と社会参加の促進

障害者の自立と社会参加を促すには、多方面の支援が必要になります。

施設や病院から地域生活に移行するためには、地域移行や地域定着などの相談支援体制の充実が必要です。

また、障害者の雇用・就労については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」及び法に基づく「障害者雇用対策基本方針」に基づき、職業を通じての社会参加を進めていけるよう、各般の施策を推進しています。

障害の状況に応じた支援の方法や職業指導、職業訓練、職業紹介、職場定着を含めた就職後のきめ細かい支援を実施していくことが重要です。関係機関と連携の上、取り組んでいきます。

また、障害者一人ひとりが社会の一員として主体性を発し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障害の状況に応じたスポーツ・レクリエーションや文化活動への参加を促進します。

(1) 地域生活移行の推進

施設・精神科病院から退所・退院の際に、安定した地域生活を送れるよう支援体制の充実を図ります。

① 地域生活移行に向けた支援

施設・精神科病院から退所・退院の際に、安定した地域生活を送れるよう、施設、病院、行政及び地域等が連携して支援する体制を整備します。

② 相談支援の充実

地域での生活を支援するため、相談・情報提供、福祉サービスの利用援助等を行う相談支援事業の充実を促進します。

③ 共同生活援助（グループホーム）等の新設

入所・入院している障害者が地域生活へ移行するためには、住居の確保が必要不可欠です。

また、在宅で暮らす障害者も親の高齢化等により、住み慣れた地域で暮らせなくなることが考えられます。圏域での整備状況等を踏まえ、障害者の重度化・高齢化に対応するための共同生活援助（グループホーム）等の整備を促進します。

④ 指定相談支援事業の整備

サービス利用者すべてのサービス利用計画を作成し、集中的なケアマネジメントやモニタリング、生活支援サービスを円滑に提供できるよう相談や情報提供を行う特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の実施機関の充実を図るとともに行政と相談支援事業者の役割分担を明確にし、総合的な相談支援体制の整備を促進します。また地域の相談支援を重層的に支援できる仕組みとするため、基幹相談支援センターの機能強化を推進します。

⑤ 地域自立支援協議会充実

圏域で設置している地域自立支援協議会において、地域の課題を把握し、情報を共有することで広域的な課題解決に向けて取り組み、地域のサービス基盤の整備を促進します。

⑥ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

入所施設、精神病院からの退所、退院後に地域の体験を含め支援する機能として、地域生活支援拠点の活用に向けて今後はその機能の充実のため年1回以上、運用状況を検証及び検討していきます。

⑦ 地域共生社会の実現に向けて

少子化、高齢化、人口減少などにより、家族機能の低下が進むなか、個人や世帯、地域の抱える課題はより複合化・複雑化しています。複合化・複雑化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の構築が必要になっています。

令和2年6月に成立した改正社会福祉法に基づき、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の構築、子どもから高齢者、障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、子ども・子育て支援事業から、介護保険事業や障害福祉サービス、生活困窮者支援事業をワンストップで対応できる重層的な組織、拠点の整備を図っていきます。

今後、限られた資源のなかでの実現に向け、国や県で進めているDX(デジタルトランスフォーメーション)※の活用、推進を検討していきます。

※DX(Digital transformation)

高速インターネットやクラウドサービス、AI(人工知能)などのICT(情報技術)によって地域社会や生活の質を高めていくこと。

(2) 雇用環境の改善に向けた啓発

公共職業安定所等と連携して障害者の雇用を促進するとともに、障害者の雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

① 障害者の雇用促進

障害者の雇用を促進するため、障害者雇用制度の啓発・普及を図ります。

② 障害特性に配慮した雇用環境の整備

障害者が長期間安定して就労するために障害者の能力や適性を活かし、いきいきと働くことができるよう、障害の知識や理解のための啓発活動を実施し、就業時の条件整備を図ります。

③ 雇用促進に向けた制度の促進

就労援助者が障害者の職場に出向いて仕事を共にするジョブコーチ制度等の支援策を活用し、障害者雇用の促進を図ります。

(3) 就労の場の確保

公共職業安定所等と連携して障害者の就労の場の確保を推進します。

① 障害者にやさしい職場の確保

職場での障害者の理解を図り、障害のため就労が困難な人への働く場を確保し障害に配慮した適切な就労の場の確保に努めます。

② 関係機関の連携による就労支援体制の整備

地域自立支援協議会を活用し、就労支援の関係者によるネットワークを構築し障害者が必要なときに適切な就労支援を受けられる体制を整備します。

また、障害者就業・生活支援センターと連携し、求職・職場定着・生活相談により職業生活の自立を支援します。

③ 就労継続支援の推進

就労の場の提供及び就労に必要な知識や能力向上のため、就労継続支援の整備を推進します。

(4) 就労移行支援の推進

障害者が自ら選択した職業で、自立した社会生活の実現が可能となるように福祉的就労の場である就労移行支援等での訓練を推進します。

① 就労の支援

就労を希望する障害者が就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練等を受ける就労移行支援を推進します。

② 一般就労への移行

就労移行支援での訓練後は、公共職業安定所を中心とする労働関係機関等との連携を図り、就労移行を促進します。

(5) 就労定着支援の推進

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労定着を支援します。

① 就労定着の支援

一般就労に移行した障害者の就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている障害者を支援し、就労の定着を推進します。

(6) 文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進

障害者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動は、社会参加だけではなく、感覚訓練や機能訓練にも寄与しており、スポーツ・レクリエーション及び文化活動の参加を推進します。

① 公共施設的环境整備

スポーツ施設は、障害者が利用しやすいようバリアフリー化を図り、スポーツに親しむ環境整備に努めます。

② スポーツ・レクリエーションの充実

各種障害者スポーツ・レクリエーションを支援するとともに、あらゆる分野の活動に障害者が参加できる体制整備に努めます。

③ 社会参加・余暇活動に関する情報の提供

多様な社会参加を支援するため、障害者の参加が可能なスポーツ、文化サークル、各種イベント等の情報提供に努めます。

5. コミュニケーション環境の整備

視覚・聴覚障害者は、情報の収集利用に大きなハンディキャップがあります。必要な情報を家庭など身近なところでの確かつ十分に収集でき、円滑にコミュニケーションができるサービスが必要です。

また、サービスの利用については、障害者やその家族が適切なサービス選択・決定等が可能となるよう情報提供に努めます。

(1) 情報提供・相談体制の充実

視覚・聴覚障害者や知的障害者の人は、その障害の特性から保健・医療・福祉その他の各般にわたるサービスのコーディネート、専門的な機関への相談や情報の入手等が課題となっています。視覚・聴覚障害者及び知的障害者への情報提供の充実を図ります。

① 福祉サービス等の情報提供の充実

障害者が必要なときに必要なサービスを受けられるよう福祉サービス等に関するパンフレットの配布、町広報及び町ホームページへの掲載、サービス事業所等関連機関への周知等を通じて広報活動の充実を図ります。

また、重度障害等でサービス情報が得られない方については、必要に応じて相談員が訪問等によりサービス情報を提供します。

② 職員の専門性の確保

障害関連に携わる町の職員については、適切に業務が推進できるよう研修等を通じ専門性の確保に努めます。

(2) コミュニケーション手段の確保

視覚、言語機能、音声機能及びその他の障害により、意思疎通を図ることが難しい人に対して、コミュニケーション手段である手話通訳派遣等の整備に取り組みます。

① 聴覚障害者に対する支援

医療機関の受診や催し物等に必要の手話通訳者・要約筆記者の派遣を支援します。

② 視覚障害者に対する支援

点字や福祉用具の活用によるコミュニケーション手段の整備を推進します。

6. 暮らしやすいまちづくりの推進

建築物、道路及び交通機関等における物理的な障壁を除去することは、障害者の自立と社会参加を促進するための基礎的な条件です。生活環境面の改善は行政、民間事業者及び町民が一体となって推進し、施設・設備の整備については、誰もが快適で生活しやすいように努めます。

障害者が安心して地域で生活できるよう、障害者の日常生活に適する住宅の整備を促進するとともに、障害者に配慮した防災対策を充実する必要があります。

すべての町民にとって暮らしやすいまちづくりは、ノーマライゼーション理念を具現化するための根幹をなす施策と位置づけ取り組みます。

(1) 住環境の整備

障害者が地域の中で安心して生活できるように障害者の日常生活に配慮した住宅の整備を促進します。

① 住宅改修・改造に対する周知

障害者が住みなれた住居で快適に継続して生活が送れるよう重度の身体障害者の住宅改修・改造の助成制度の周知等を図り、必要な住宅改修・改造を促進します。

② 住宅改修・改造の相談機能の充実

建築士や理学療法士等との連携を深め、住宅改修・改造について相談機能の充実を図ります。

(2) 福祉のまちづくりの推進

障害者が健康で生きがいを持って生活していくために外出の機会を増やすことは重要です。障害者が安心して行きたい所へスムーズに外出できるように公共交通機関、道路及び建築物等のバリアフリー化の整備に加えて、町民の理解と協力を推進します。

① 地域づくりの推進

困っている人、援助が必要な人を見かけたら、気軽に声をかけられる地域を目指します。地域での助け合いを推進します。

② 障害者に配慮したまちづくり

公共施設の整備等の際には、障害者から意見を聞くなど、障害者の視点に立ったまちづくりを推進します。

③ 道路環境の整備

都市計画道路等における歩道の整備、視覚障害者用ブロックの敷設、区の要望等により段差・勾配の解消、障害物の除去等による道路のバリアフリー化の検討、障害者の移動に配慮した道路環境整備に努めます。

④ 交通安全の推進

運転者が交通弱者に対する配慮ある運転を身につけ、交通マナーを遵守するよう意識啓発に努めます。

また、道路標識の大型化、視覚障害者用付加信号機の設置促進等交通の安全に務めます。

(3) 移動支援の充実

外出が困難な障害者を対象にした外出時の支援等の充実を図ります。

① 利用者の負担軽減

重度の障害者を対象に「福祉おでかけタクシー」の名称で地域通貨によりタクシーが利用できる制度や介護車両を購入する費用を助成することで外出時の負担軽減を図り、障害者の外出について支援します。

② 移動支援事業の充実

屋外での移動が困難な障害者について、社会生活の必要不可欠な外出や余暇動等の社会参加のための外出時における移動支援事業の充実を図ります。

(4) 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実

障害者が安全・安心に暮らせる社会の実現のために、各種関連団体等との連携による緊急時・災害時体制の確立を図ります。

また、障害者の状況や特性等を把握し、その状態に応じた緊急時・災害対策が図られるよう支援体制の整備に努めます。

① 災害時の障害者支援施策の推進

災害時における障害者の避難援助の方策、避難場所の把握、避難確認の方法及び福祉避難所の開設等、総合的な支援施策を整備します。

② 避難誘導體制等の確立

避難行動要支援者支援制度の周知を行い、地域ぐるみで安全確保を図るため、自主防災組織や行政・福祉団体等の協力のもと、避難誘導、情報伝達及び救助体制、避難計画の確立を図ります。

③ 防災情報システムの充実

聴覚障害者を対象とした災害時における防災アプリによる情報提供をはじめ、障害者に対する広報体制の充実に努めます。

④ 防災意識の啓発

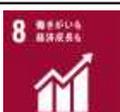
障害者を災害から守るため、防災意識の普及と啓発を図ります。

7. 本計画とSDGsの対応

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17の目標・169のターゲットが示されています。

みなかみ町は「第2次みなかみ町総合計画」の中で、「ユネスコエコパークの理念に基づく取り組みを通じて、SDGs達成への貢献を目指します。」と明記しています。

本計画は、障害者が住み慣れた地域で、自分らしく自立して生活していくことができる社会の実現につながるものとなるよう推進していきます。

第6期障害者計画	SDGs	
1. ともに支え合う意識の醸成	人や国の不平等をなくそう	
	平和と公正をすべての人に	
2. 生活支援サービスの充実	すべての人に健康と福祉を	
3. 療育・教育体制の充実	質の高い教育をみんなに	
4. 障害者の自立と社会参加の促進	すべての人に健康と福祉を	
	働きがいも経済成長も	
	住み続けられるまちづくりを	
5. コミュニケーション環境の整備	すべての人に健康と福祉を	
6. 暮らしやすいまちづくりの推進	住み続けられるまちづくりを	
	気候変動に具体的な対策を	

障害福祉計画

障害児福祉計画

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の基本理念

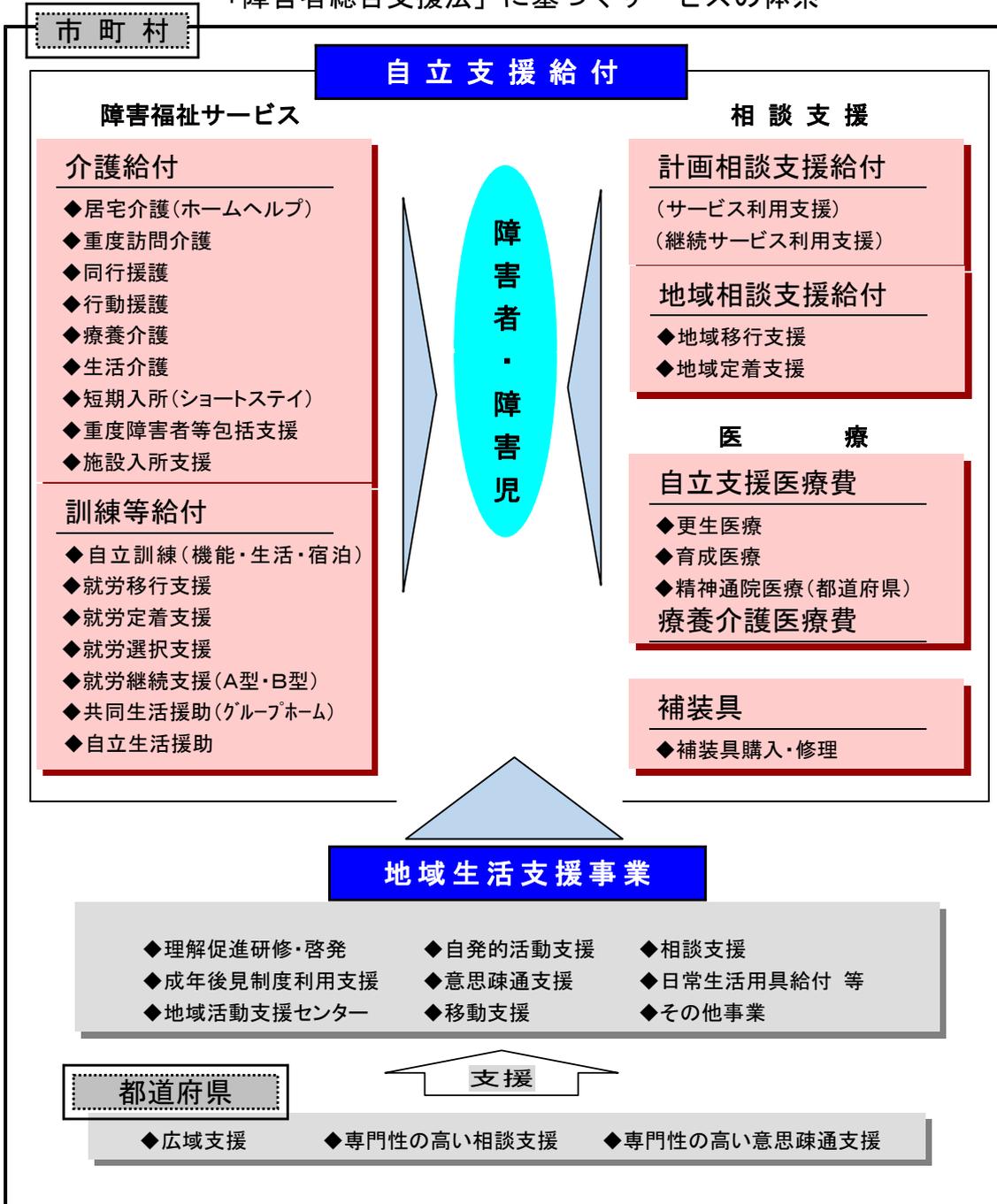
- ◆ 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできる共生社会
- ◆ 障害者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害者の主体的な選択が尊重され、障害者が自分らしく自立して生活していくことができる社会
- ◆ 障害者を含めたすべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる社会

2. 計画策定の目的

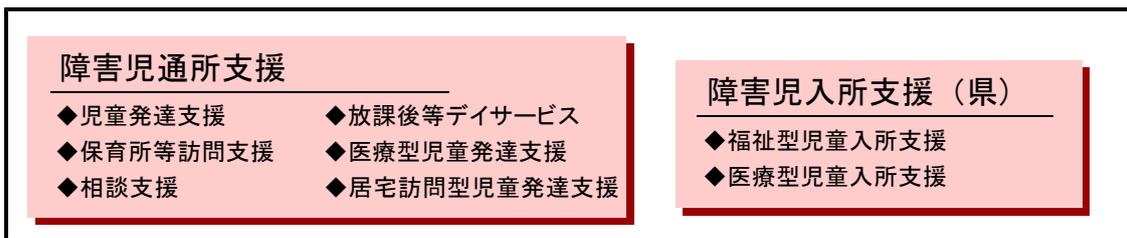
障害者総合支援法の各種サービスは、自立支援給付と地域生活支援事業に編成され、障害児通所・入所支援は、児童福祉法に基づいています。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保や各年度ごとの必要見込み量等について、具体的な数値目標や取り組みを明確にする必要があります。

本計画は、障害福祉サービスを中心とした計画で、計画期間における具体的なサービス見込み量やサービス確保の方策を示し、本町の障害福祉施策を計画的に推進することを目的としています。

「障害者総合支援法」に基づくサービスの体系



「児童福祉法」に基づくサービスの体系



第2章 計画の基本方針

1. 国の基本方針(計画における視点)

国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針の見直し」の主なポイントは以下のようになっています。

本計画で対象となるサービスの提供基盤の整備にあたっては、国の基本方針を配慮して目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

障害者の重度化・高齢化をみすえた共同生活援助(グループホーム)の整備を図ることで、地域生活への移行が促進される環境を整えるとともに、自立訓練等のサービスの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域で安心して自分らしい生活を送るためには、保健、医療、福祉の関係者が連携し、一体となって支援する体制が求められます。

本町においては、圏域で支援体制を構築し協議の場を設置していきます。

③福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

また、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じた場合には平成30年度から施行されている就労定着支援を利用し、継続して就労できるよう支援します。

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

児童発達支援センターの設置にともない関係機関との情報を連携し、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築します。

⑤発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者等に対して適切な対応を行うため、圏域で児童発達支援センターを設置し、ペアレントトレーニングやプログラムなどの実施、発達障害者の診断等を専門的に行う医療機関の周知を図るなど関連機関との連携を図り発達障害者等の家族への支援を行います。

⑥地域における相談支援体制の充実強化

サービス提供基盤を整備するとともに、適切なサービス利用を支える相談支援体制の整備が必要と考えられることから地域自立支援協議会を活用し、更なる相談支援機能の強化を図ります。

また、個別検討事例により地域のサービス基盤の開発、改善に務めます。

現行の相談支援センター運営事業を継続し、基幹相談支援センターの充実強化を図ります。

⑦障害福祉サービスの質の確保

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)を必要とする障害者に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。特に精神障害者に対する訪問系サービスの充実など、障害種別間格差や地域格差の是正に留意してサービス提供基盤の整備を行います。

日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センター)で提供されるサービス利用を希望する障害者に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

⑧その他

- ・障害者等に対する虐待の防止
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・障害福祉人材の確保・定着
- ・よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ・障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ・地方分権提案に対する対応

第1章 自立支援給付の展開

1. 第6期計画の実績

(1) 第6期計画におけるサービス提供の状況

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	32	29	32	31	32	32
		時間	250	145	250	154	250	179

※令和3年度、令和4年度実績は年度分の平均値。令和5年度は4月～9月までの平均値。

◆ 訪問系サービスにおける現状と課題

居宅介護の身体介護、家事援助及び通院等介助サービスの利用時間が減少しており、同行援護の利用者・利用時間も減少しています。

また、行動援護及び重度障害者等包括支援の利用者は、今のところおりません。居宅介護、重度訪問介護及び同行援護のサービスを提供できる指定事業所は、町内に1か所ありますが、行動援護と重度障害者等包括支援については、町内に指定事業所がありません。

利用者の多くは視覚障害者であり、利用時間は居宅介護のサービスが最も多く、続いて同行援護のサービスが多い状況です。居宅介護のサービスの内訳は、家事援助のサービス利用時間が最も多く、続いて通院等介助のサービスが多い状況であり、身体介護については、利用者・利用時間は、少ない状況にあります。

障害により、必要なニーズや支援の内容が異なるため、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図る必要があります。

自立支援給付の日中活動系サービス提供の状況（1か月当たり）							
サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	人	50	52	50	55	50	52
	人日	1,060	1,045	1,060	1,027	1,060	1,046
療養介護	人	4	4	4	4	4	4
短期入所(福祉型・医療型)	人	4	5	4	5	4	4
	人日	50	51	50	39	50	26
自立訓練(機能訓練)	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人	5	6	5	5	5	5
	人日	80	72	80	58	80	62
就労定着支援	人	3	1	3	3	3	4
就労移行支援	人	4	6	4	3	4	2
	人日	88	67	88	19	88	20
就労継続支援(A型)	人	2	3	2	5	2	4
	人日	44	62	44	72	44	66
就労継続支援(B型)	人	45	47	45	50	45	53
	人日	990	822	990	841	990	947

※令和3年度、令和4年度実績は年度分の平均値。令和5年度は4月～9月までの平均値。

◆ 日中活動系サービスにおける現状と課題

町内に生活介護のサービスを提供できる事業所が1か所、就労継続支援B型事業所が2か所あります。療養介護、短期入所、自立訓練及び就労支援のサービスは、町内に指定事業所がありません。

町内にないサービスについては、町外の事業所を円滑に利用できるよう、情報提供や利用支援を行います。

近年、町内でも就労継続支援B型事業所が群馬県の指定を受け事業所が1か所開所し、利根沼田地区でも通所事業所が開所しています。

自立支援給付の居住系サービス提供の状況（1か月当たり）								
サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
居住系	自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助	人	35	37	35	42	35	42
	施設入所支援	人	40	38	40	37	40	36
	宿泊型自立訓練	人	2	2	2	2	2	1

※令和3年度、令和4年度実績は年度分の平均値。令和5年度は4月～9月までの平均値。

◆居住系サービスにおける現状と課題

共同生活援助(グループホーム)の利用は増加傾向にあります。

また、事業所についても圏域に新たに2カ所開所しており、みなかみ町においても2ヶ所開所と増加傾向にあります。

施設入所支援については、利用者の高齢化により、年々減少しています。新型コロナウイルスの影響で新たな入所を停止していたこともあり減少傾向にありましたが、近年停止が解除され、入所希望者が入所できる環境となりました。

宿泊型自立訓練は病院を退院した、知的障害または精神障害者が地域への移行を図るために、日常生活能力を向上させるための支援や生活等に関する相談・助言が受けられる施設になります。利用期間は標準2年間です。近年では、利用者が毎年おり需要が広がっています。

障害者総合支援法の基本方針として、施設入所・入院から地域への移行を推進することが定められており、地域移行の受け皿となる重度の方が利用できる24時間の共同生活援助(グループホーム)の整備が求められています。

自立支援給付の相談支援の状況（1か月当たり）								
サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援	計画相談支援	人	25	34	25	36	25	39
	地域移行支援	人	1	1	1	0	1	0
	地域定着支援	人	1	0	1	0	1	0
※令和3年度、令和4年度実績は年度分の平均値。令和5年度は4月～9月までの平均値。								

◆ 相談支援における現状と課題

相談支援には、障害福祉サービス等の利用計画の作成等を支援する計画相談支援と、地域生活への移行に向けた支援を行う地域移行支援・地域定着支援があります。

計画相談支援は、障害者や家族からの生活に関する相談に応じるとともに障害福祉サービスを申請する際に必要となる「サービス等利用計画」を作成します。

また、障害福祉サービスの支給決定を受けている障害者の生活状況やサービスの利用状況などの確認(モニタリング)を定期的に行い、障害者の支援を行います。

障害福祉サービスの利用者が増加していることから計画相談支援も年々増加しています。

地域移行支援は、施設入所や入院をしている障害者を対象としています。施設や病院から地域生活へ移行するために必要な住居や日中活動の確保、各種の手続きや生活に必要な各種の調整などに関する相談に応じ、必要な援助を行います。地域生活への移行が進まないため、利用者が少ない状況です。

地域定着支援は、居宅において単身等で生活する障害者に対して行う支援です。常時の連絡体制を確保して、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに緊急訪問や緊急対応など、各種支援を行います。現在、利用者はいません。

(2) 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業の状況（1か年当たり）								
サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	回	1	0	1	0	1	0
	自発的活動支援事業	回	1	0	1	0	1	0
	相談支援事業	箇所	1	1	1	2	1	2
	成年後見制度利用支援事業	件	1	0	1	0	1	0
	成年後見制度法人後見支援事業	件	0	0	0	0	0	0
	意思疎通支援事業	回	50	55	50	46	50	50
	日常生活用具給付事業	人	550	508	550	494	550	554
	手話奉仕員養成研修事業	人	20	0	20	0	20	0
	移動支援事業	人	7	4	7	4	7	5
		時間	180	80	180	90	180	102
	地域活動支援センター事業	箇所	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター事業 (他市町村分)	箇所	4	4	4	5	4	5
人		15	11	15	14	15	13	
任意事業	日中一時支援事業	日	180	187	180	381	180	291
	登録介護者事業	回	—	8	—	2	—	6
	自動車改造助成事業	人	1	0	1	1	1	0

※令和3年度、令和4年度実績は年度分の平均値。令和5年度は4月～9月までの平均値。

◆ 地域生活支援事業における現状と課題

地域生活支援事業は、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて実施できる事業です。

理解促進研修・啓発事業は、ふれあい交流会を実施し、自発的活動支援事業は、みなかみ町身体障害者福祉協会研修旅行等を実施していましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、両事業は実施を見合わせました。

相談支援事業の指定事業者は、利根沼田圏域内2箇所あります。多様な相談への対応のため、相談支援専門員の人材確保が必要となります。

成年後見制度利用支援事業と成年後見制度法人後見支援事業の利用者は、今のところありません。

意思疎通支援事業は、手話通訳者の派遣を、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに委託しています。利用者が高齢になり、入退院時や訪問看護介護認定時の利用が増えています。

日常生活用具給付事業は、障害者が日常的に使用する用具の購入費を助成しています。ストーマ装具の交付件数が圧倒的に多くなっています。

手話奉仕員養成研修事業は、みなかみ町社会福祉協議会が実施し、補助金の交付を行っています。入門課程と基礎課程を交互に行い、2年で手話奉仕員養成カリキュラムを修了することができます。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、事業の実施を見合わせました。

移動支援事業の事業所は、町内に1ヶ所あります。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用が控えられたため、利用時間が少なくなっていますが令和5年度以降は徐々に利用時間が増加傾向にあります。

また、保護者の負担を軽減するため、平成20年度から沼田特別支援学校に通う障害児の通所支援を実施していましたが、平成31年度からは沼田特別支援学校のスクールバスが運行されるようになりました。みなかみ町方面は1路線の運行となり、広い町内全域を網羅できないため引き続き支援を行っていましたが、沼田特別支援学校で求める新型コロナウイルス感染症の予防措置を行うことが現状として厳しく、他の児童・生徒と同等の支援ができないことにより、令和3年度からは町の運行を取りやめ、沼田特別支援学校で送迎を実施することとなりました。

地域活動支援センターは町内に1ヶ所ありましたが、平成29年10月に就労継続支援B型事業所に移行してからは町内には地域活動支援センターはありませんが、沼田市のあおぞら作業所の共同利用や、町外の地域活動支援センターを円滑に利用できるように支援しています。

(3) 障害児支援の状況

障害児通所支援の状況（1か月当たり）		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
サービス種別	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
		障害児通所支援	児童発達支援	人	13	18	13	18
人日	150			223	150	224	150	188
放課後等デイサービス	人		32	38	32	41	32	39
	人日		450	532	450	538	450	490
保育所等訪問支援	人		2	1	2	1	2	0
	人日		2	1	2	1	2	0
医療型児童発達支援	人		0	0	0	0	0	0
	人日		0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0	
障害児相談支援	人	30	12	30	13	30	9	
コーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	0	

※令和3年度、令和4年度実績は年度分の平均値。令和5年度は4月～9月までの平均値。

◆ 障害児通所支援における現状と課題

児童発達支援事業所は町内に1ヶ所、圏域に4箇所、放課後等デイサービス事業所は町内に1ヶ所、圏域に11ヶ所あります。児童発達支援は乳児検診等で発達に遅れや偏りがみられる乳幼児に早期の療育を行う事業所で、年々利用者が増加しています。事業所も毎年新設されますが、利用希望者に対して事業所が少ない状況は続いており、さらにサービス提供の体制整備が必要となっています。

障害児入所支援の状況（1か月当たり）		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
サービス種別	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
		入所支援	福祉型児童入所支援	人	2	2	1	1
医療型児童入所支援	人		0	0	0	0	0	0

※令和3年度、令和4年度実績は年度分の平均値。令和5年度は4月～9月までの平均値。

◆ 障害児入所支援における現状と課題

障害児入所支援の福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援は、県が支援しています。

2. 第6期計画の分析・評価

1 訪問系サービス		現計画における見込み			利用実績		実績/見込み (令和4年度末)	分析及び評価
種類	単位	平成3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和5年3月			
合計	利用者数 人/月	32	32	32	27	84.4%	利用者の高齢化に伴い介護保険へ移行する方や支援者の高齢化に伴い施設入所、共同生活援助を利用する方もおり訪問系サービスの利用については横ばいか減少傾向にある。また、事業所の人手不足との話もあり今後の検討事項となっている。	
	利用量 時間/月	250	250	250	186	74.4%		
参考	居宅介護	利用者数 人/月	-	-	-	22	-	
		利用量 時間/月	-	-	-	166	-	
	重度訪問介護	利用者数 人/月	-	-	-	0	-	
		利用量 時間/月	-	-	-	0	-	
	同行援護	利用者数 人/月	-	-	-	5	-	
		利用量 時間/月	-	-	-	20	-	
	行動援護	利用者数 人/月	-	-	-	0	-	
		利用量 時間/月	-	-	-	0	-	
	重度障害者等 包括支援	利用者数 人/月	-	-	-	0	-	
		利用量 時間/月	-	-	-	-	-	

2 日中活動系サービス		現計画における見込み			利用実績		実績/見込み (令和4年度末)	分析及び評価
種類	単位	平成3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和5年3月			
生活介護	利用者数 人/月	50	50	50	51	102.0%	近年、保護者が在宅で支援を行い、日中は生活介護を利用する比較的若年層の重度障害者の利用者が多く増加傾向にあった。また、入所施設では高齢化が進み退所者も少なく横ばいか微増の状態であった。現状、強度行動障害の利用者はなかなか受け入れ先がなく、今後は受け入れ先について検討が必要となっている。	
	利用量 人日/月	1,060	1,060	1,060	1,095	103.3%		
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 人/月	0	0	0	0	-	近隣に事業所がないこともあり、相談はあったが利用者はいなかった。	
	利用量 人日/月	0	0	0	0	-		
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 人/月	5	5	5	4	80.0%	精神障害者の方の利用が多く、毎年数名の方が新規で利用をされた。2年の利用の中で延長をされる方や一端、地域へ移行したが生活リズムがつくれず再度利用されるなど利用は多岐にわたった。利用者は極端に増加することなく、横ばいか減少傾向であった。精神の方は通所できない方も多く退所後の支援も必要となっている。	
	利用量 人日/月	80	80	80	61	76.3%		
就労移行支援	利用者数 人/月	4	4	4	1	25.0%	本人や事業所の意向もあり別のサービスを利用している方が、就労移行に変更し就労に向けて利用する方もいた。就労移行を利用することで就労につながる方は多い。今回は、就労した方がいたことにより減少傾向となったが、就労移行を利用し就労継続Bへ移行する方もおり今後の利用者は横ばいか微増傾向にある。	
	利用量 人日/月	88	88	88	17	19.3%		
就労継続支援 (A型)	利用者数 人/月	2	2	2	4	200.0%	一般就労を希望していたが、就労にはいたらずまた雇用されても仕事内容に不安を抱え退職した方が利用する傾向にあった。また、収入面でも不安がある方が雇用契約により一定の収入や保障があることにより利用される方がいた。近隣に事業所が少なく利用には通所の問題もあるが、今後利用者は横ばいか微増傾向にある。	
	利用量 人日/月	44	44	44	79	179.5%		
就労継続支援 (B型)	利用者数 人/月	45	45	45	49	108.9%	一般就労をする方も少なく、利用者の高齢化が進んでいる。近隣に事業所が少なく、事業所の送迎車を利用している方が大半で公共機関を利用できる方は事業所近隣の駅などで待ち合わせをして通所している。近年は事業所の数は増加傾向にあるが、遠方に多く通所方法が課題となっている。利用者は横ばいか微増となっている。	
	利用量 人日/月	990	990	990	966	97.6%		
就労定着支援	利用者数 人/月	3	3	3	3	100.0%	就労移行から就職した方が、近年多く見られた。就労先と本人との間に入って支援をさせていただくことで双方がマッチを感じている。今後の利用も横ばいか微増が見込まれる。	
療養介護	利用者数 人/月	4	4	4	4	100.0%	重度心身障害者の方が利用している。利用の変更はなく、今後も利用は見込まれる。	
短期入所 (福祉型)	利用者数 人/月	4	4	4	4	100.0%	定期的に利用している方もいるが、緊急的に必要なときや今後施設入所を希望している利用者が多い。新型コロナウイルス感染症により一時期利用ができず、利用が減少したこともあった。短期入所の利用希望は他のサービスを利用する方もおり横ばい傾向にある。	
	利用量 人日/月	50	50	50	50	100.0%		
短期入所 (医療型)	利用者数 人/月	0	1	1	1	100.0%	利用者はこれまでいなかったが、重度心身障害者が在宅での生活となり今後、施設入所の希望もあることから利用希望施設を利用している。今後利用者は見込まれず、減少傾向にある。	
	利用量 人日/月	0	6	6	6	100.0%		

3 居住系サービス

種類	単位	平成3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和5年3月	実績/見込み (令和4年度末)	分析及び評価
自立生活援助	利用者数 人/月	0	0	0	0	-	他のサービスを利用することで対応でき、利用者はいなかった。事業所もあり利用できる体制ではあるが、今後も利用者は見込めない。
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 人/月	35	35	35	38	108.6%	精神や知的障害者の方で1人暮らしでの生活が難しく支援を必要とする方や精神病院を退院後利用する方が多かった。また、利用者の高齢化が進み介護保険が利用できない障害者の利用も見受けられた。地域でもグループホームの事業所は増加傾向にあり、近隣でグループホームを利用希望する方は多いと見込まれ今後利用者は増加傾向にある。
施設入所支援	利用者数 人/月	40	40	40	36	90.0%	在宅での利用サービス、日中活動の場が増加したことにより施設入所の利用が減少傾向にある。また、入所者の高齢化が進み介護保険へ移行する方や亡くなった方もいたことにより減少となった。今後も利用者の高齢化もあり減少または横ばいと見込まれる。
宿泊型自立訓練	利用者数 人/月	2	2	2	1	50.0%	精神病院を退院後利用する方がいたが、利用途中で退所してしま方もいた。これまで日常生活で身につけられなかったことを支援してもらうことで地域への生活ができるようになることから今後も退院後に利用される方は見込まれる。

4 相談支援

種類	単位	平成3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和5年3月	実績/見込み (令和4年度末)	分析及び評価
計画相談支援	利用者数 人/月	25	25	25	17	68.0%	一時期、サービスの利用者が増加し計画相談支援も増加傾向にあったが、サービスの利用者も落ち着き横ばい状態となり状況によっては減少傾向となった。支援計画の他に定期的にモニタリングも必要なことから事業所の負担が大きく、地域によっては相談支援事業所の不足も問題視されている。
地域移行支援	利用者数 人/月	1	1	1	0	0.0%	施設入所者で地域移行を希望する利用者もいたが、環境が整わず地域移行支援を利用するまでには至らなかった。地域移行支援の利用については、環境整備も必要でありまた、利用者本人の支援も必要となることから利用者は少なく今後も利用については見通せない。
地域定着支援	利用者数 人/月	1	1	1	0	0.0%	精神病院からの退院者も少なくまた、施設入所から地域移行者もいなかった。今後も利用者は見込めず利用者なしとした。

5 障害児支援

種類	単位	平成3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和5年3月	実績/見込み (令和4年度末)	分析及び評価
児童発達支援	利用児童数 人/月	13	13	13	15	115.4%	検診結果から保健師からつながることが多く、保健師からのきめ細かな支援から利用者の増加につながった。地域に児童発達支援事業所が少なく遠方に通所しなければならぬ状況となっている。近隣の市町村に事業所ができてきているが、送迎が問題となっている。
	利用量 日/月	150	150	150	201	134.0%	
放課後等 デイサービス	利用児童数 人/月	32	32	32	32	100.0%	児童発達支援から引き続き利用する傾向にありまた、18歳まで利用する児童が多く増加傾向にある。町内には事業者所が少なく近隣の事業所へ通所している児童も多い。町内での事業者所の増加は見込めず、近隣の市町村では事業者所が近年増加傾向にあり遠方の事業者所を利用せざるえない状況になっている。送迎が問題となり利用できない児童もおり利用について検討しなければならない状況となっている。
	利用量 人日/月	450	450	450	471	104.7%	
保育所等訪問支援	利用児童数 人/月	2	2	2	0	0.0%	年に数人利用者がいたが、利用者がいない状況が続いている。
	利用量 人日/月	2	2	2	0	0.0%	
医療型 児童発達支援	利用児童数 人/月	0	0	0	0	-	利用者なし。
	利用量 人日/月	0	0	0	0	-	
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数 人/月	0	0	0	0	-	利用者なし。
	利用量 人日/月	0	0	0	0	-	
福祉型 児童入所支援	利用児童数 人/月	2	1	1	1	100.0%	家庭の状況もあり引き続き利用が見込まれる。
医療型 児童入所支援	利用児童数 人/月	0	0	0	0	-	利用者なし。
障害児相談支援	利用児童数 人/月	30	30	30	9	30.0%	通所事業の利用者増加により相談件数は増加傾向にあったが、近年は横ばいの状況となっている。支援計画の他に定期的にモニタリングも必要なことから事業所の負担が大きく、地域によっては相談支援事業所の不足も問題視されている。
コーディネーターの 配置人数	コーディネーターの人数 人	0	0	0	0	-	利用なし。

3. サービス体系及び数値目標

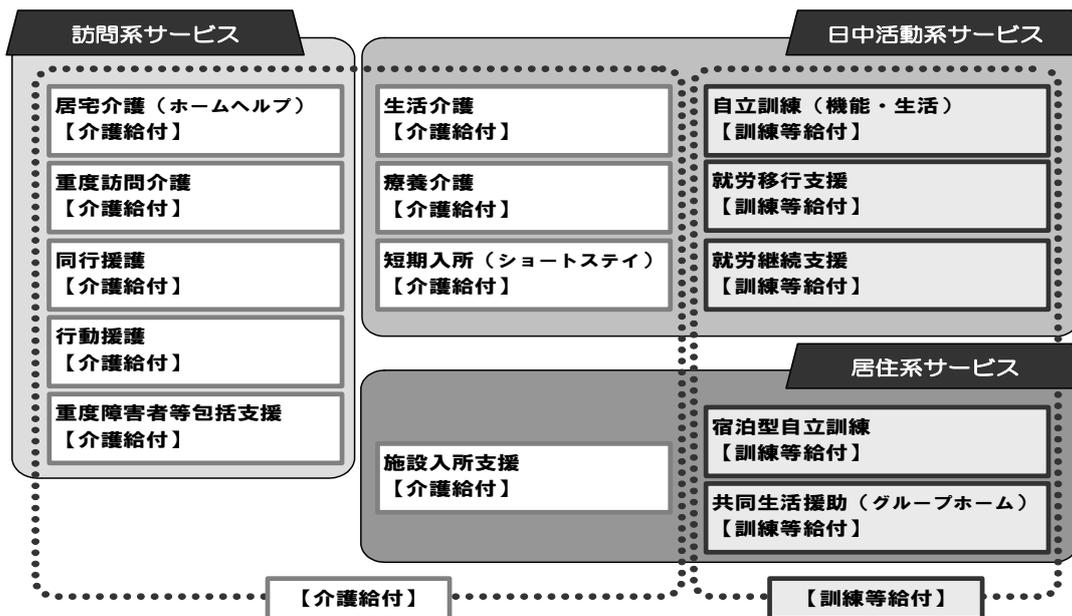
(1) 障害者総合支援法等に基づくサービス体系

サービスの体系は、個々の障害者の障害程度や勘案すべき事項を踏まえた上で障害者の自立を支援するため、個別に支給決定が行われる障害福祉サービスと各市町村が地域の実情や利用者の個別状況に応じて柔軟に実施することのできる地域生活支援事業に分けられます。障害福祉サービスは、さらに介護の支援を受ける場合の介護給付と訓練等の支援を受ける場合の訓練等給付に区分されます。中でも障害の重い利用者に配慮した重度訪問介護、重度障害者等包括支援等のサービス、地域生活支援や就労支援といった課題に対応するための自立訓練、就労移行支援のサービス等、障害の個別性に配慮した上で、地域生活への移行や自立した生活が営めるようなサービス体系となっています。

現行のサービス体系においては、障害の種別や自宅か施設かといった形式的な区分ではなく、機能や目的に応じてサービスの選択と利用が可能のように、これまで入所施設のサービスであったものを昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)とに分けることで利用者の生活スタイルに応じて柔軟にサービスを組み合わせることができるようになっています。

例えば、入所施設でのサービスを利用している場合も、地域生活への移行が進めば夜のサービスの利用をやめて昼のサービスだけを利用するといった選択が可能となります。機能・目的別の視点から自立支援給付を整理すると以下のとおりです。

機能・目的別に見た「障害福祉サービス」



① 自立支援給付

サービス種別		サービスの概要
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	入浴・排せつ・食事の介護など居宅での生活全般における介助サービスです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者(基本的に18歳以上)を対象として居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスです。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に同行し、移動に必要な支援を行うサービスです。
	行動援護	行動上、著しい困難のある方を対象とした行動の際に生じる危険回避のための援助や外出時の移動の支援を行うサービスです。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方を対象とした居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供する支援です。
	生活介護	常に介護を必要とする方(基本的に18歳以上)を対象として主に日中における障害者支援施設等で行われる入浴・排せつ・食事の介護、創作活動及び生産活動等のサービスです。
	療養介護	基本的に18歳以上の方を対象として主に日中における病院等で行われる機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理下での介護や日常生活上の援助など医療を受けながら介護の提供を受けることができるサービスです。
	短期入所(ショートステイ)	介護者が病気等の場合に利用できる短期の入所による介護サービスです。
訓練等給付	施設入所支援	基本的に18歳以上の施設入所者を対象として主として夜間において入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。
	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むことができるように一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。宿泊型のサービスもあります。
	就労移行支援	就労を希望する方を対象として一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な方を対象として就労機会の提供や就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
相談支援	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を営む方に住居において入浴・排せつ・食事の介護、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
	計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前のサービス等利用計画案の作成や支給決定後の事業所の調整、サービス等利用計画を作成を行います。 また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、事業所との連絡調整なども行います。
	地域移行支援	施設入所や精神科病院を退所、退院する障害者等の方を対象として、地域移行の計画作成や相談に対する不安解消など関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	単身で生活している障害者等を対象に連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

② 地域生活支援事業

< 必須事業 >

1. 理解促進研修・啓発事業

日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため障害者の方に対する地域住民への理解を深める研修・啓発事業を実施します。

2. 自発的活動支援事業

自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者本人とその家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

3. 相談支援事業

○ 障害者相談支援事業

福祉に関する各般の問題につき、障害者本人とその家族からの相談に応じ、必要な情報提供と助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な援助を行います。

○ 地域自立支援協議会

地域の課題を共有し、サービス基盤の整備を進めるため、相談支援事業者、福祉サービス事業者及び保健・医療関係者など関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障害者の方を支えるための中核的役割を果たす協議会の場として利根沼田圏域で実施します。

4. 成年後見制度利用支援事業

知的障害者及び精神障害者が経済的な理由等で成年後見制度の利用が困難な場合、申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

本町では、みなかみ町社会福祉協議会で実施に向けて体制整備をしています。

6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者の方に手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者の方との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

7. 日常生活用具給付事業

身体障害者・児、難病患者等の方に日常生活用具を給付・貸与します。ただし、障害の程度により給付・貸与できる品目が異なります。

8. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者の意思疎通を図ることを目的として手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成することを目的とします。

9. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者の方に対し、社会生活上の必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

10. 地域活動支援センター事業

障害者の方に対し、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を実施し、日中活動の場の提供及び就労に向けた訓練の機会等を提供します。

< 任意事業 >

1. 日中一時支援事業

障害児・者の方を一時的に預かることにより、日中における活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練等を行います。宿泊を伴わない日中利用の事業を適切な事業運営ができると認める社会福祉法人等に委託して実施します。

2. 自動車改造助成事業

上肢、下肢又は体幹機能の障害者が所有し、運転しようとする自動車を当該障害者が運転しやすいように手動装置等の改造費を助成します。

③ 障害児支援

1. 児童発達支援

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

2. 放課後等デイサービス

学校(小・中・高)就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

3. 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用している障害児や今度利用する予定のある障害児に対し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

4. 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は、医学的管理下での支援が必要と認められた未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態により治療も行います。

5. 障害児相談支援

障害児についても、指定障害時相談支援事業者が通所支援サービスの利用に係る障害児支援利用計画(サービス等利用計画)の作成が必要となります。

障害児については、障害児支援サービスを障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスについて一体的に判断することが望ましいという観点から、障害児相談支援事業所の指定と特定相談支援事業所の指定の両方を受けることを基本とします。

6. 福祉型児童入所支援

障害児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練を行います。支援は、県が行います。

7. 医療型児童入所支援

障害児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練及び治療を行います。支援は、県が行います。

8. 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

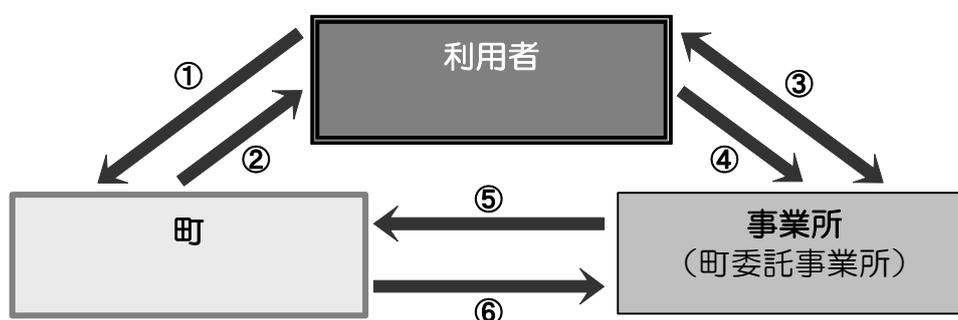
(2) 本町における地域生活支援事業の考え方

地域生活支援事業は、町の創意工夫により、地域の特性を踏まえて利用者の状況に応じて柔軟に実施することができる事業です。

町では、各種事業を継続かつ円滑に提供できるよう努めていきます。また、相談支援事業を強化することで適切なサービス利用を支える体制をつくり、障害福祉サービスの円滑な利用促進を進めていきます。

◆ 基本的なサービスの流れ

国の制度である介護給付等と同様に利用者が事業所を選び町が契約を行った後にサービスを利用することとします。また、お金の流れは、これまで利用していたサービスの流れに沿ったものとします。(移動支援事業・日中一時支援事業の場合)



- ① サービスの利用を希望する方は、あらかじめ町に申請を行い、利用の承認を受けます。
- ② 町は、申請内容を確認し、利用者へ支給量や利用負担額を記載した「決定通知書」を通知し、移動支援については「利用者証」を交付します。
- ③ サービスを利用するには、町の委託事業所と利用者の中で「利用に関する契約」を結びます。
- ④ 利用者は、費用の助成割合を除いた額を事業所へ支払います。
- ⑤ 事業所は、助成分を町へ請求します。
- ⑥ 町は、請求を審査した後に事業所へ費用を支払います。

◆ 利用者負担の考え方

事業を安定して実施するために適切な費用負担の仕組みとします。また、利用者負担の割合は、下記のとおりです。

- 地域生活支援事業の利用者負担は、事業ごとに負担割合を定めています。利用者負担は、原則1割ですが、所得に応じて利用者負担なし、1割～3割負担、全額負担といった割合となっています。

(3) 令和8年度の目標値

①施設入所者の地域生活への移行に関する目標

国の指針

【目標①】地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上

【目標②】施設入所者数:令和4年末の5%以上削減

項 目		数 値	考 え 方
令和4年度末時点の施設入所者数		36 人	令和4年3月31日時点の入所者の数
令 和 8 年 度 末	【目標①】 地域生活移行者数	1 人	令和5年度末時点で施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の目標数
		2.778 %	
	【目標②】施設入所者数の削減	-4 人	令和8年度末時点での施設入所者の削減目標数
		-11.11 %	
令和8年度末における施設入所者数		40 人	令和8年度末時点での施設入所者見込数

②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針

【目標①～③】市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の開催回数、関係者ごとの参加者数、目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

【目標④～⑧】地域移行、地域定着、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者のうち精神障害者の人数

項目	数値			考え方
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【目標①】 保健医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の開催回数見込み
【目標②】 保健医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	20人	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込み
【目標③】 保健医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み
【目標④】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人	「地域移行支援」の利用者のうち精神障害者の数
【目標⑤】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人	「地域定着支援」の利用者のうち精神障害者の数
【目標⑥】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	18人	18人	18人	「共同生活援助」の利用者のうち精神障害者の数
【目標⑦】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	「自立生活援助」の利用者のうち精神障害者の数
【目標⑧】 精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	5人	5人	4人	自立訓練(生活訓練)の利用者のうち精神障害者の数

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針

【目標①～③】 地域生活支援拠点等を整備するとともにコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。

【目標④／実績】 強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

- ・ 緊急時に迅速かつ適切に対応できる相談支援体制
- ・ 一人暮らしや共同生活援助（グループホーム）入居のための体験機会の場の提供
- ・ 医療的ケアの必要な障害者や重い障害者等に対して専門的な対応を行うことができる人材の養成・確保
- ・ 地域の様々なニーズに対応できる地域の支援体制づくり

項目		数値			考え方
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【目標①】 地域生活支援拠点等の設置		7箇所	7箇所	7箇所	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備する ※複数市町村による共同整備も可能
設置の形態	うち市町村単独	0箇所	0箇所	0箇所	—
	うち圏域で整備	7箇所	7箇所	7箇所	
【目標②】 コーディネーターの配置人数		1人	1人	1人	コーディネーターの配置人数を設定する
【目標③】 検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数		1回	1回	1回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する
【目標④】 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実		無	無	無	強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする
【実績】 令和4年度末時点の施設入所待機者数		2人	令和4年度末時点の施設入所待機者数		
上記のうち、強度行動障害のある者(行動関連項目10点以上)		1人	上記のうち、強度行動障害のある者(行動関連項目10点以上)		

④福祉施設から一般就労への移行

国の指針

【目標①-1~4】一般就労への移行者数:令和3年度の実績の1.28倍以上

併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の移行者数

就労移行支援事業:令和3年度の移行実績の1.31倍以上

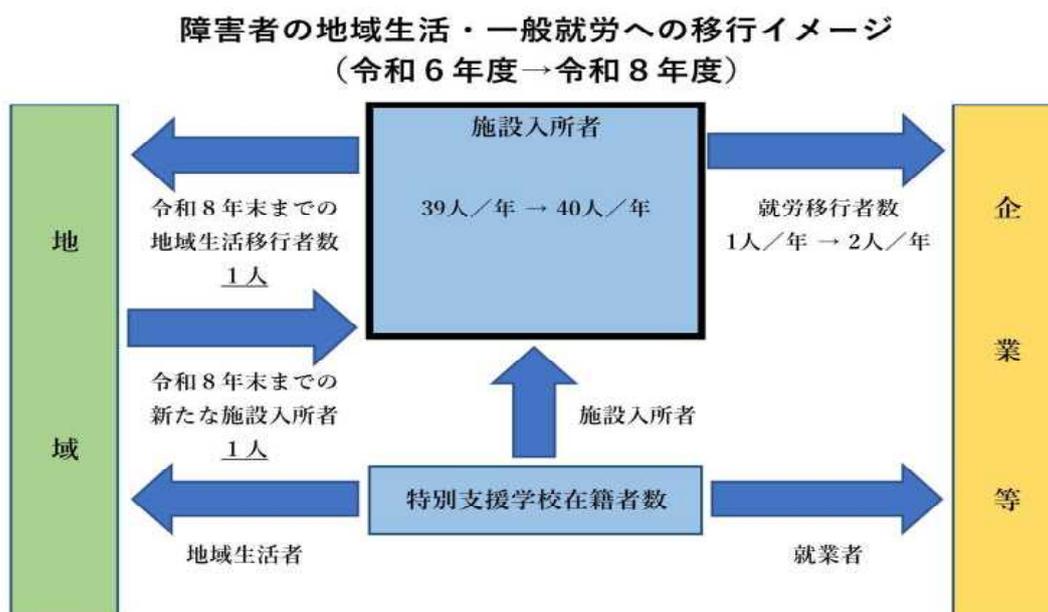
就労継続支援A型事業:令和3年度の移行実績の1.29倍以上

就労継続支援B型事業:令和3年度の移行実績の1.28倍以上

【目標②】就労定着支援事業利用終了者に占める一般就労にへ移行した者のうち5割以上の事業所:就労移行事業所の5割以上の事業所の割合

【目標③】就労定着支援事業の利用者数:令和3年度実績の1.41倍以上

【目標④】就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上



福祉施設から一般就労への移行等			
項 目	数 値	考 え 方	
【実績①】 令和3年度の一般就労への移行者数	1 人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、令和3年度において一般就労した者の数	
【実績②】 令和3年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	1 人	令和3年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数	
【実績③】 令和3年度の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	1 人	令和3年度における就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	
【実績④】 令和3年度の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	0 人	令和3年度における就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	
【実績⑤】 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	1 人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	
令和8年度	【目標①-1】 令和8年度の一般就労移行者数	2 人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度に一般就労する者の数
		2 倍	
	【目標①-2】 令和8年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	2 人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数
		2 倍	
	【目標①-3】 令和8年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	2 人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数
		2 倍	
	【目標①-4】 令和8年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	1 人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数
		1 倍	
	【目標②】 令和8年度の就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5 割	就労移行支援事業所のうち、令和8年度に就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合
	【目標③】 就労定着支援事業の利用者数	2 人	就労定着支援事業の令和8年度の利用者の数
2 倍			
【目標④】 就労定着支援事業の就労定着率	3 割	就労定着支援事業所の令和8年度の利用終了後の一定期間における就労定着率※が7割以上の事業所を、全体の7割以上となる就労定着支援事業所の割合 ※就労定着実績体制加算:前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている	

⑤障害児支援の提供体制の整備等

国の指針

- 【目標①】児童発達支援センターの設置:各市町村(又は圏域)に少なくとも1ヶ所以上設置
- 【目標②】障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築:令和8年度までに構築
- 【目標③-1~2】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保:令和5年度末までに、各市町村(又は圏域)に少なくとも1ヶ所以上設置
- 【目標④-1~2】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置:令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村で設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
- 【活動指標①~②】ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数の見込み
- 【活動指標③】ペアレントメンターの人数見込み
- 【活動指標④】ピアサポーターの活動への参加人数見込み

障害児支援の提供体制の整備等

項 目		数 値	考 え 方
【目標①】 児童発達支援センターの設置		1 箇所	令和8年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする
設置 の 形 態	うち市町村単独	0 箇所	地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要
	うち圏域で整備	1 箇所	
【目標②】 障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築		有 有 無	令和8年度末までに、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する
【目標③-1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保		1 箇所	令和8年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1カ所以上確保する 市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない
設置 の 形 態	うち市町村単独	0 箇所	—
	うち圏域で整備	1 箇所	
【目標③-2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保		1 箇所	令和8年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保する 市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない
設置 の 形 態	うち市町村単独	0 箇所	—
	うち圏域で整備	1 箇所	
【目標④-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		1 箇所	令和8年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける 都道府県が関与した上での、圏域での設置でも差し支えない
設置 の 形 態	うち市町村単独	0 箇所	—
	うち圏域で整備	1 箇所	
【目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		1 人	令和8年度末までに④-1の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

障害児支援の提供体制の整備等＜発達障害者等に対する支援＞					
項 目	数 値			考 え 方	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
【活動指標①】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	0人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者の見込みを設定	
【活動指標②】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	0人	0人	0人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの実施者数(支援者)の見込みを設定する	
【活動指標③】 ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定	
【活動指標④】 ピアサポートの活動への参加人数	4人	4人	4人	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定	

⑥相談支援体制の充実・強化等

国の指針

【目標】各市町村(又は圏域)において、基幹相談支援センターの設置

【活動指標①～⑤】基幹相談支援センターによる地域相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取り組み、個別事例の支援内容の検証、主任相談支援専門員の配置数の見込み

【活動指標⑥】協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う

項 目	数 値			考 え 方
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【目標】 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターの設置	有	有	有	令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)
設置の形態	うち市町村単独	無	無	—
	うち圏域で整備	有	有	
【活動指標①】 地域の相談支援体制の強化①	10件	10件	10件	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化②	10件	10件	10件	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の見込みを設定
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化③	1回	1回	1回	基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化④	1回	1回	1回	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定
【活動指標⑤】 地域の相談支援体制の強化⑤	1人	1人	1人	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定
【活動指標⑥】 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	有	有	有	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行う体制を確保する

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針

【目標】令和8年度末までに都道府県や各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

【活動指標①】障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

【活動指標②】障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

【活動指標③】指導監査結果の関係市町村との共有

項 目	数 値			考 え 方
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、別表第1の10の表各項(以下の活動指標)に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する			
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み
	1回	1回	1回	
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	有	有	有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込み
	1回	1回	1回	

⑧第7期計画自立支援給付のサービス見込量

自立支援給付のサービス見込量(1か月当たり)						
サービス種別		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	29	29	29	
		時間	195	195	195	
日 中 活 動 系	生活介護	人	54	55	56	
		人日	1,161	1,183	1,024	
	うち強度行動障害を有する者	人	4	5	6	
	うち高次脳機能障害を有する者	人	0	0	0	
	うち医療的ケアを必要とする者	人	0	0	0	
	自立訓練(機能訓練)	人	0	0	0	
		人日	0	0	0	
	自立訓練(生活訓練)	人	5	5	4	
		人日	77	77	61	
	就労選択支援	人	2	1	4	
	就労移行支援	人	1	0	2	
		人日	17	0	35	
	就労継続支援(A型)	人	3	6	3	
		人日	62	62	62	
	就労継続支援(B型)	人	51	51	52	
		人日/月	1,046	1,046	1,066	
	就労定着支援	人	3	2	2	
	療養介護	人	4	4	4	
	短期入所(福祉型)	人	2	2	2	
		人日	23	23	23	
	うち強度行動障害を有する者	人	0	0	0	
	うち高次脳機能障害を有する者	人	0	0	0	
	うち医療的ケアを必要とする者	人	0	0	0	
	短期入所(福祉型)	人	1	0	0	
		人日	6	0	0	
	うち強度行動障害を有する者	人	0	0	0	
	うち高次脳機能障害を有する者	人	0	0	0	
うち医療的ケアを必要とする者	人	1	0	0		
居 住 系	自立生活援助	人	1	0	0	
	共同生活援助 (グループホーム)	人	43	46	50	
		うち強度行動障害を有する者	人	2	2	2
		うち高次脳機能障害を有する者	人	1	1	1
		うち医療的ケアを必要とする者	人	0	0	0
	施設入所支援	人	39	41	40	
	宿泊型自立訓練	人	1	1	0	
相 談 支 援	計画相談支援	人	29	29	32	
	地域移行支援	人	1	0	0	
	地域定着支援	人	0	0	0	

4. 第7期計画自立支援給付のサービス見込量の考え方

サービス種別		サービス見込量試算の考え方
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、近年の利用状況(利用者数、利用時間)及び福祉施設入所者や精神科病院からの地域生活移行を勘案して算出しました。
日中活動系	自立生活援助	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、福祉施設入所者、精神科病院からの地域生活移行者などを勘案して算出しました。
	生活介護	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、近年の利用状況(利用者数、利用日数)、地域活動支援センター等からの移行、特別支援学校卒業生、精神科病院からの退院者、新規利用者又は退所者などを勘案して算出しました。
	療養介護	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、現在の利用者、新規利用者を勘案して算出しました。
	短期入所(福祉型)	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、福祉型の利用者数と直近の利用日数、福祉施設入所者や精神科病院からの地域生活移行者を勘案して算出しました。
	短期入所(医療型)	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、医療型の利用者数と直近の利用日数、福祉施設入所者や精神科病院からの地域生活移行者を勘案して算出しました。
	自立訓練(機能)	これまでに利用希望者がいなかったことや県内の事業所の設置数を勘案して利用者数を0人としました。
	自立訓練(生活)	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、近年の利用状況(利用者数、利用日数)及び地域活動支援センター等からの移行者、精神科病院からの退院者、新規利用者などを勘案して算出しました。
	就労移行支援	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、近年の利用状況(利用者数、利用日数)及び待機者、特別支援学校卒業生、地域活動支援センター等からの移行者、精神科病院からの退院、新規利用者を勘案して算出しました。
	就労定着	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、現在の利用者、新規利用者を勘案して算出しました。
	就労継続支援(A型)	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、近年の利用状況(利用者数、利用日数)及び待機者、特別支援学校卒業生、地域活動支援センター等や精神科病院からの退院者からの移行者、新規利用者、利用者のうちサービスを利用しなくなる可能性のある者を勘案して算出しました。
	就労継続支援(B型)	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、近年の利用状況(利用者数、利用日数)及び待機者、特別支援学校卒業生、地域活動支援センター等や精神科病院からの退院者からの移行者、新規利用者、利用者のうちサービスを利用しなくなる可能性のある者を勘案して算出しました。
就労選択支援	就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の新規利用者や新規に利用者が見込まれる者を勘案して算定しました。	
居住系	共同生活援助(グループホーム)	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、近年の利用状況及び福祉施設入所者や精神科病院からの地域生活移行、待機者、特別支援学校卒業生、新規利用者を勘案し、併せて強度行動障害者、高次機能障害者を算出しました。
	施設入所支援	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、近年の利用状況及び待機者、特別支援学校卒業生、新規利用者、退所者などを勘案して算出しました。
	宿泊型自立訓練	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、近年の利用状況及び待機者、入所施設の退所及び精神科病院からの退院者、新規利用者を勘案して算出しました。
相談支援	計画相談支援	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、支給決定後の利用計画の見直し(モニタリング)及び新規支給決定者を勘案して算出しました。
	地域移行支援	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、福祉施設入所者や精神科病院から地域生活移行する者を推計し利用見込み者数を算出しました。
	地域定着支援	平成30年から令和4年の毎年3月の利用者数と伸び率を基礎とし、福祉施設入所者や精神科病院から地域生活移行する者、新規利用者を勘案して算出しました。

5. 第7期計画自立支援給付のサービス見込量 及び見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの見込量(1か月当たり)						
サービス種別		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	29	29	29	
		時間	195	195	195	

◆ 訪問系サービスにおける見込量確保のための方策

障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努めサービスの充実を図ります。

また、同行援護は、同行援護アセスメント調査票による的確な調査を実施し、サービス提供事業者に対しては、国が定める同行援護従事者の資格要件を満たすように促すとともに、サービスの質の向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量(1か月当たり)				
サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	54	55	56
	人日	1,161	1,183	1,204
うち強度行動障害を有する者	人	4	5	6
うち高次脳機能障害を有する者	人	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	人	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	人	0	0	0
	人日	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人	5	5	4
	人日	77	77	61
就労選択支援	人	2	1	4
就労移行支援	人	1	0	2
	人日	17	0	35
就労継続支援(A型)	人	3	3	3
	人日	62	62	62
就労継続支援(B型)	人	51	51	52
	人日	1,046	1,046	1,066
就労定着支援	人	3	2	2
療養介護	人	4	4	4
短期入所(福祉型)	人	2	2	2
	人日	23	23	23
うち強度行動障害を有する者	人	0	0	0
うち高次脳機能障害を有する者	人	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	人	0	0	0
短期入所(医療型)	人	1	0	0
	人日	6	0	0
うち強度行動障害を有する者	人	0	0	0
うち高次脳機能障害を有する者	人	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	人	1	0	0

◆ 日中活動系サービスにおける見込量確保のための方策

地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となります。そのためサービス利用希望者を把握し、事業者情報を提供していきます。

生活介護は、重度障害者の利用希望に対応できるよう体制整備に努めていきます。

また、就労移行支援や就労継続支援は、地域の関係機関や団体と連携・協力し、支援事業所の整備や雇用促進に努めるとともに、自立した生活ができるよう工賃の確保・向上にも留意していきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスの見込量(1か月当たり)					
サービス種別		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居住系	自立生活援助	人	1	0	0
	共同生活援助 (グループホーム)	人	43	46	50
	うち強度行動障害を有する者	人	2	2	2
	うち高次脳機能障害を有する者	人	1	1	1
	うち医療的ケアを必要とする者	人	0	0	0
	施設入所支援	人	39	41	40
	宿泊型自立訓練	人	1	1	0

◆ 居住系サービスにおける見込量確保のための方策

自宅等で暮らすことが困難な障害者のニーズに対応するとともに、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域移行を見据えて、既存事業者による共同生活援助(グループホーム)の整備や新規事業者の参入を把握し、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

また、施設入所支援については、サービス提供事業者の利用状況を把握し、利用希望者への情報提供や施設の確保に努めていきます。

(4) その他サービス

相談支援の見込量(1か月当たり)					
サービス種別		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	計画相談支援	人	29	29	32
	地域移行支援	人	1	0	0
	地域定着支援	人	0	0	0

◆ 相談支援における見込量確保のための方策

幅広い相談支援のニーズに対応できるよう相談支援体制を強化し、基幹相談支援センターの活用及び指定相談支援事業者の確保等により、相談支援体制の充実に努めます。

サービス対象者へ制度を周知し、サービス利用状況を把握するとともにライフステージの変化に対応した適切な支援を行うため、関係機関等との連携・協力を図ります。

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の見込量(1か年当たり)					
サービス種別		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	回	1	1	1
	自発的活動支援事業	回	1	1	1
	相談支援事業	箇所	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1
	成年後見制度法人後見支援事業	件	0	0	0
	意思疎通支援事業	回	50	50	50
	日常生活用具給付事業	件	550	550	550
	手話奉仕員養成研修事業 (登録見込み者数)	人	20	20	20
	移動支援事業	人	7	7	7
		時間	180	180	180
	地域活動支援センター事業	箇所	0	0	0
		人	0	0	0
	地域活動支援センター事業 (他市町村分)	箇所	4	4	4
		人	15	15	15
任 意 事 業	日中一時支援事業	回	180	180	180
	自動車改造助成事業	人	1	1	1

◆ 地域生活支援事業における見込量確保のための方策

理解促進研修・啓発事業

障害者の方に対する地域住民への理解を深める研修・啓発事業を実施します。

自発的活動支援事業

障害者本人、家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

相談支援事業

相談の場を確保するため、引き続き指定相談支援事業所に委託します。

また、基幹相談支援センターである利根沼田障害者相談支援センターと連携・協力し地域の相談支援体制の強化に努めます。

成年後見制度利用支援事業

保護者がいない場合など、成年後見制度の利用を支援することで権利擁護を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業

みなかみ町社会福祉協議会で令和5年4月より事業を実施しています。今後、支援に向けて関係機関と協力をし、支援の充実をしていきます。

意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者の方のニーズに応じ、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を円滑に行います。

日常生活用具給付事業

排せつ管理用具の給付件数が増加しています。障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付・貸与に努めます。

手話奉仕員養成研修事業

人材育成事業として開催を検討しています。講師の確保や実施する環境が課題です。

移動支援事業

障害特性やニーズに対応できる提供体制に努めるとともに、円滑に外出できるよう支援体制の強化に努めます。

地域活動支援センター事業

他市町村の地域活動支援センター利用についても円滑に利用できるよう努めます。

日中一時支援事業

活動の場を確保するとともに、事業者等と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。

自動車改造助成事業

上肢、下肢又は体幹機能の障害者の方が所有し、運転しようとする自動車を当該障害者が運転しやすいうように手動装置等の改造費を助成を引き続き実施します。

その他の任意事業

その他の任意事業については、必要に応じて実施要綱等を整備していきます。

(6) 障害児支援

障害児通所支援の見込量(1か月当たり)					
サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障害児通所支援	児童発達支援	人	12	9	6
		人日	181	136	91
	放課後等デイサービス	人	37	39	41
		人日	574	605	636
	保育所等訪問支援	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	福祉型児童入所支援	人	1	0	0
	医療型児童入所支援	人	0	0	0
障害児相談支援	人	10	10	10	
医療的ケア児に係るコーディネーターの配置人数	人	1	1	1	

◆ 障害児通所支援における見込量確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者が支援を円滑に利用できるよう、サービス提供事業所と連携し、実施体制の充実を図ります。

また、放課後等デイサービスについては、障害児の放課後の生活や長期休暇の生活支援等、きめ細かな生活支援ができるよう、一人ひとりに応じたケアマネジメントの仕組みづくりに努めます。

障害児通所支援の状況(1か月当たり)					
サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
入所支援	福祉型児童入所支援	人	1	0	0
	医療型児童入所支援	人	0	0	0

◆ 障害児入所支援における見込量確保のための方策

福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援は、県のサービスであるため、県と連携し、実施体制の充実に努めます。

參考資料

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
 - 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
 - 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。
- ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

0

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・ 医療計画との運動性を踏まえた目標値の設定

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ ベアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦ 障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨ 障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かい地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭ その他：地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

1

4. 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

- ①施設入所者の地域生活への移行**
- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
 - ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**
- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
 - ・精神病床における1年以上入院患者数
 - ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
- ③地域生活支援の充実**
- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
 - ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
- ④福祉施設から一般就労への移行等**
- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
 - ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
 - ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ⑤福祉施設から一般就労への移行等（続き）**
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
 - ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ⑥障害児支援の提供体制の整備等**
- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
 - ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
 - ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
 - ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
 - ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
 - ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】
- ⑦相談支援体制の充実・強化等**
- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
 - ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
- ⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**
- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

2

5. 活動指標

- ①施設入所者の地域生活への移行等**
(都道府県・市町村)
- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ 重症訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
 - 同行介護の利用者数、利用時間数 ※ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
 - 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※種々のサービスとしての数値は初めて
 - 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
 - 就労移行支援の利用者数、利用日数【新規】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
 - 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
 - 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
 - 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
 - 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
 - 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**
(都道府県・市町村)
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
 - 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 - 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
 - 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
 - 精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新規】
- (都道府県)
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数
- ③地域生活支援の充実**
(都道府県・市町村)
- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数
- ④福祉施設から一般就労への移行等**
(都道府県)
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
 - 福祉施設から障害者就業、生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
 - 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
 - 障害者に対する職業訓練の受講者数
- ⑤発達障害者等に対する支援**
(都道府県・市町村)
- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
 - 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
 - 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
 - ベアレントトレーニングやベアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
 - ベアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数
- ⑥障害児支援の提供体制の整備等**
(都道府県・市町村)
- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
 - 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 障害児相談支援の利用児童数
 - 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
 - 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新規】
- ⑦相談支援体制の充実・強化等**
(市町村)
- 基幹相談支援センターの設置【新規】
 - 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言件数
 - 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
 - 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
 - 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新規】
- ⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**
(市町村)
- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加と都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 - 障害者自立支援事業委託システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監督の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- (都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者の見込み【新規】
 - 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者の見込み【新規】

3

みなかみ町
第6期障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画
令和6年3月

発行：みなかみ町

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318

TEL 0278-62-2111 FAX 0278-62-2291

編集：みなかみ町 町民福祉課